資料４

第６期北海道障がい福祉計画（素案）新旧対照表

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
第１　計画の基本的事項	**第１　計画の基本的事項**	
１　計画策定の趣旨と目的	**１　計画策定の趣旨と目的**	
（１）計画策定の趣旨	（１）計画策定の趣旨	
道では、平成15年３月に 21世紀初頭の北海道における障がい福祉施策の基本的な方向と主要な施策を示す「北海道障害者基本計画」（以下「基本計画」という。）〔第１期計画期間：平成15～24年度〕と、その着実な推進を図るため、「前期実施計画」〔計画期間：平成15～19年度〕を策定し、「ノーマライゼーション社会の実現」を目標に、地域生活の支援体制の充実など、各般の施策の推進を図ってきました。	道では、平成15年(2003年)３月に21世紀初頭の北海道における障がい福祉施策の基本的な方向と主要な施策を示す「北海道障害者基本計画」（以下「基本計画」という。）〔第１期計画期間：平成15～24年度（2003～2012年度）〕と、その着実な推進を図るため、「前期実施計画」〔計画期間：平成15～19年度(2003～2007年度)〕を策定し、「ノーマライゼーション社会の実現」を目標に、地域生活の支援体制の充実など、各般の施策の推進を図ってきました。	
平成15年度からは「支援費制度」が導入され、障がいのある人の自己決定や選択を尊重した利用者本位のサービスが提供されることとなりましたが、「支援費制度」は、精神障がいのある人を対象としていないことや、支援の必要度を判定する客観的な基準がなく支給決定　の過程が不透明であることなどの課題があったことから、制度全般が見直され、平成17年11　月７日に「障害者自立支援法」が公布、平成18年４月から施行されました。	平成15年度(2003年度)からは「支援費制度」が導入され、障がいのある人の自己決定や（選択を尊重した利用者本位のサービスが提供されることとなりましたが、「支援費制度」は、精神障がいのある人を対象としていないことや、支援の必要度を判定する客観的な基準がなく支給決定の過程が不透明であることなどの課題があったことから、制度全般が見直され、平成17年(2005年)11月７日に「障害者自立支援法」が公布、平成18年(2006年)４月から施行されました。	
その後、平成24年６月に、国においては、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏　まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、新たな障がい保健福祉施策を講ずるため、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を	その後、平成24年(2012年)６月に、国においては、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がいのある人の日常生活及び社会生活を	

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
講ずるための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」という。）を公布し、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正し、「障害者」の定義に難病等を追加、また、平成25年６月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が制定され、平成26年２月には「障害者の権利に関する条約」を批准、さらには、平成28年６月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がいのある人自らが望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するため、同年８月に発達障害者支援法が改正され、発達障がい者支援の一層の充実が図られました。 　道では、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」並びに「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」（以下「北海道障がい者条例」という。）の趣旨を踏まえ、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等が計画的に提供されるための実施計画として、「北海道障がい福祉計画」（以下「この計画」という。）を策定することとします。	総合的に支援し、新たな障がい保健福祉施策を講ずるため、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」という。）を公布し、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正し、「障害者」の定義に難病等を追加、また、平成25年(2013年)６月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が制定され、平成26年(2014年)２月には「障害者の権利に関する条約」を批准、さらには、平成28年(2016年)６月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がいのある人自らが望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するため、同年８月に発達障害者支援法が改正され、発達障がい者支援の一層の充実が図られました。 　道では、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」並びに「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」（以下「北海道障がい者条例」という。）の趣旨を踏まえ、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等が計画的に提供されるための実施計画として、「北海道障がい福祉計画」（以下「この計画」という。）を策定することとします。	

資料４

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
（２）計画の目的 障がいのある人が、自立した日常生活及び社会生活を営むためには、道内の各地域において、必要な支援を提供できるよう、相談体制やサービス基盤の整備が必要であり、そのためには、共に生活する地域住民の理解や協力による「まちづくり」の視点が必要となります。 この計画は、こうした視点に立ち、障がいのある人を主体とした支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの実現、意欲や障がい特性に応じた地域活動が保障される社会づくりを推進していくため、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」　を基本テーマとして目指すこととします。 平成18年度から 20年度を計画期間とする第１期計画及び平成21年度から 23年度を計画期間とする第２期計画では、既存のサービス提供事業者の障害者自立支援法に基づく制度への対応（新体系への移行）が完了する平成23年度末に向けて数値目標を設定し、平成24年度から 26年度を計画期間とする第３期計画においては、新体系への移行が完了した環境の下で、平成26年度末に向けて数値目標を設定、平成27年度から 29年度を計画期間とする第４期計画では、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、成果目標を設定し、それぞれ、サービス見込量やその確保方策等について定めました。 一方、「福祉的就労の底上げ」を目指し、平成20年３月に、工賃向上に向けた５か年の目標と具体的な取組等を定めた「北海道働く障がい者応援プラン」を策定し、平成	（２）計画の目的 障がいのある人が、自立した日常生活及び社会生活を営むためには、道内の各地域において、必要な支援を提供できるよう、相談体制やサービス基盤の整備が必要であり、そのためには、共に生活する地域住民の理解や協力による「まちづくり」の視点が必要となります。 この計画は、こうした視点に立ち、障がいのある人を主体とした支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの実現、意欲や障がい特性に応じた地域活動が保障される社会づくりを推進していくため、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本テーマとして目指すこととします。 （削除）	・過去の経過を削除し、計画の目的のみ記載

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
22年３月には、「北海道障がい者条例」に基づく就労支援推進計画として一般就労に関する施策を加えた「新・北海道働く障がい者応援プラン」を、平成24年３月には「北海道働く障がい者応援プラン・第Ⅱ章」を、平成27年３月には「北海道働く障がい者応援プラン・第Ⅲ章」を策定し、取組を推進してきました。 平成 30 年度から 32年度までを計画期間とする第５期計画については、障がいのある子どもへの支援や就労支援など、ライフステージに応じた一体的な取組を進めるため、「第４期障がい者就労支援推進計画」と「第１期北海道障がい児福祉計画」を包含し、一体的に策定することとします。 また、障がいのある人の自己決定を尊重し、その自立と社会参加の実現を目指し、成果目標はもとより、サービス見込量やその確保方策等について定めることとします。	令和３年度(2021年度)から５年度（2023年度）までを計画期間とする第６期計画については、地域における生活の維持及び継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取組、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい者の社会参加を支援する取組、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障がい者支援の一層の充実を目指し、成果目標やサービス見込み量等の確保方策等について定めます。	
○第５期北海道障がい福祉計画 ・根拠：障害者総合支援法第89条第１項 ・概要：障害福祉サービス等及び障害児通所支援事業等の円滑な実施を確保するための基本的な指針[平成29年３月31日厚生労働省告示第116号]（以下「基本指針」という。）に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施について定める、都道府県障害福祉計画。 ・参考通知：「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の	○第６期北海道障がい福祉計画 ・根拠：障害者総合支援法第89条第１項 ・概要：障害福祉サービス等及び障害児通所支援事業等の円滑な実施を確保するための基本的な指針[令和2年（2020年）５月19日厚生労働省告示第213号]（以下「基本指針」という。）に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施について定める、都道府県障害福祉計画。	

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
作成について」〔平成21年１月８日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知　障企自第0108001号〕 ○第４期障がい者就労支援推進計画[北海道働く障がい者応援プラン・第Ⅳ章] ・根拠：北海道障がい者条例第29条第１項 ・概要：障がいのある人の就労支援に関する施策の実施について示す、就労支援推進計画及び都道府県工賃向上計画。 ・参考通知：「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針〔平成24年4月11日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知障発0411第４号〕 ○　第１期北海道障がい児福祉計画 ・根拠：児童福祉法第33条の22 ・概要：基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施について定める、都道府県障害児福祉計画。	・参考通知：「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」〔平成21年(2009年)１月８日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知　障企自第0108001号〕 ○第５期障がい者就労支援推進計画[北海道働く障がい者応援プラン・第Ⅳ章] ・根拠：北海道障がい者条例第29条第１項 ・概要：障がいのある人の就労支援に関する施策の実施について示す、就労支援推進計画及び都道府県工賃向上計画。 ・参考通知：「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針〔平成24年(2012年)4月11日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知障発0411第４号〕 ○　第２期北海道障がい児福祉計画 ・根拠：児童福祉法第33条の22 ・概要：基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施について定める、都道府県障害児福祉計画。	
２　計画の位置付け （１）計画の位置付け この計画は、「北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定分野別計画である「北海道地域福祉支援計画」の施策別計画であり、障害者基本法に基づき策定している基本計画（第２期計画期間：平成25～	**２　計画の位置付け** （１）計画の位置付け この計画は、「北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定分野別計画である「北海道地域福祉支援計画」の施策別計画であり、障害者基本法に基づき策定している基本計画（第２期計画期間：	

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
34年度）の実施計画として位置付けることとしています。 なお、社会福祉法その他法律の規定による計画であって障がい者等の福祉に関する事項を　定めるものと調和を保つよう整理しています。	平成25～令和４年度（2013～2022年度）の実施計画として位置付けることとしています。 なお、社会福祉法その他法律の規定による計画であって障がい者等の福祉に関する事項を定めるものと調和を保つよう整理しています。	
（２）計画の期間 この計画は、計画期間を平成30年度から平成32年度までの３年間（第５期計画）とします。 なお、道はこの計画について、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要がある場合は計画を見直すなどの措置を講ずることとします。	（２）計画の期間 この計画は、計画期間を令和３年度(2021年度)から令和５年度(2023年度)までの３年間（第６期計画）とします。 なお、道はこの計画について、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要がある場合は計画を見直すなどの措置を講ずることとします。	
３　区域の設定 この計画に定めるサービスの提供体制の確保が、地域間の格差を縮小しながら進められるよう、次のとおり、サービスの種類ごとに、サービス量（支給量及び整備量）を見込み、推進管理等を行う「区域」を設定しています。	**３　区域の設定** この計画に定めるサービスの提供体制の確保が、地域間の格差を縮小しながら進められるよう、次のとおり、サービスの種類ごとに、サービス量（支給量及び整備量）を見込み、推進管理等を行う「区域」を設定しています。	
（１）居住系サービス（施設入所支援）：「全道域」 入所施設については、今後も、地域生活への移行支援を推進する観点から、基本的には創設は行わずに、現在入所されている方について、円滑に地域生活への移行が図られるような体制の整備を進めるとともに、施設入所支援を必要とする障がいのある人の状況を考慮し、全道一圏域で広域的に入所定員の調整を行うこととします。	（１）居住系サービス（施設入所支援）：「全道域」 入所施設については、今後も、地域生活への移行支援を推進する観点から、基本的には創設は行わずに、現在入所されている方について、円滑に地域生活への移行が図られるような体制の整備を進めるとともに、施設入所支援を必要とする障がいのある人の状況を考慮し、全道一圏域で広域的に入所定員の調整を行うこととします。	
（２）居住系サービス（共同生活援助）及び日中活動系サービス：「北海道障がい保健福祉圏域の 21圏域〔札幌市を含む。〕」（この圏域は、第二次地域福祉圏域と同じ。）	（２）居住系サービス（共同生活援助）及び日中活動系サービス：「北海道障がい保健福祉圏域の 21圏域〔札幌市を含む。〕」（この圏域は、第二次地域福祉圏域と同じ。）	

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
グループホームなどの住まいの場や生活介護、就労継続支援などの日中活動の場については、利用者の生活圏域（通所等によりサービス利用が可能な単位）に着目してサービスの基盤整備を進める必要があることから、21 の北海道障がい保健福祉圏域単位で必要な調整を行うこととします。	グループホームなどの住まいの場や生活介護、就労継続支援などの日中活動の場については、利用者の生活圏域（通所等によりサービス利用が可能な単位）に着目してサービスの基盤整備を進める必要があることから、21 の北海道障がい保健福祉圏域単位で必要な調整を行うこととします。	
（３）訪問系サービス及び相談支援：「市町村圏域」 居宅介護などの訪問系サービスについては、在宅において提供することを基本とすることから、市町村圏域単位で地域生活への移行の進捗状況などに合わせて必要な調整を行うこととします。 また、相談支援については、地域生活への移行や地域定着支援の観点から、最も身近な行政機関である市町村で必要な体制の整備について調整を行うこととします。	（３）訪問系サービス及び相談支援：「市町村圏域」 居宅介護などの訪問系サービスについては、在宅において提供することを基本とすることから、市町村圏域単位で地域生活への移行の進捗状況などに合わせて必要な調整を行うこととします。 また、相談支援については、地域生活への移行や地域定着支援の観点から、最も身近な行政機関である市町村で必要な体制の整備について調整を行うこととします。	
第２　障がいのある人の現状等 **１　障がいのある人の現状** 北海道の人口に占める障がいのある人の割合は、高齢化等の影響により、年々増加しています。 また、全国と比較すると、すべての障がい種別で障がいのある人の割合が高くなっています。 （１）身体障がい 身体障害者手帳交付者数は、平成28年度末現在で、302,182人となっており、平成14年度末と比較すると、14年間で34,603人増加しています。 また、北海道の人口に占める割合は平成14年度末の4.7%から、平成28年度末で5.7%と1.0ポイント増加して	**第２　障がいのある人の現状等** **１　障がいのある人の現状** 北海道の人口に占める障がいのある人の割合は、高齢化等の影響により、年々増加しています。 また、全国と比較すると、すべての障がい種別で障がいのある人の割合が高くなっています。 （１）身体障がい 身体障害者手帳交付者数は、平成30年度（2018年度）末現在で、298,536人となっており、平成20年度（2008年度）末と比較すると、10年間で4,226人増加しています。 また、北海道の人口に占める割合は平成20年度（2008年度）末の5.3%から、平成30年度（2018年度）末で5.6%と	

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
います。 全国においては、5,148,082人で、人口比 4.1%となっています。	0.3 ポイント増加しています。 全国においては、5,087,257人で、人口比4.0%となっています。	
（２）知的障がい 療育手帳交付者数は、平成28年度末現在で、59,092人となっており、平成14年度末と比較すると、14年間で26,037人増加しています。 また、北海道の人口に占める割合は、平成14年度末0.6%から、平成28年度末で 1.1%と 0.5 ポイント増加しています。 全国においては、1,044,573人で、人口比 0.8%となっています。	（２）知的障がい 療育手帳交付者数は、平成30年度(2018年度)末現在で、63,048人となっており、平成20年度(2008年度)末と比較すると、10年間で 20,035人増加しています。 また、北海道の人口に占める割合は、平成20年度(2008年度)末0.8%から、平成30年度(2018年度)末で 1.2%と 0.4 ポイント増加しています。 全国においては、1,115,962人で、人口比0.9%となっています。	
（３）精神障がい 精神保健福祉手帳交付者や自立支援医療受給者など保健所で把握している精神障がいのある人の数は、平成28年度末現在で、157,679人となっており、平成14年12月末と比較すると、14年間で 64,269人増加しています。 また、北海道の人口に占める割合は平成14年度末の 1.7%から、平成28年度末で 3.0%と 1.3 ポイント増加しています。 なお、精神保健福祉手帳交付者数は、平成28年度末現在で、46,327人となっており、平成14年度末と比較すると、14年間で 33,181人増加しています. 全国においては、921,022人で、人口比0.7%となっています。	（３）精神障がい 精神保健福祉手帳交付者や自立支援医療受給者など保健所で把握している精神障がいのある人の数は、平成30年度(2018年度)末現在で、167,208人となっており、平成20年(2008年)12月末と比較すると、10年間で 36,827人増加しています。 北海道の人口に占める割合は平成20年度(2008年度)末の 2.4%から、平成30年度(2018年度)末で 3.2%と 0.8 ポイント増加しています。 なお、精神保健福祉手帳交付者数は、平成30年度(2018年度)末現在で、48,780人となっており、平成20年度(2008年度)末と比較すると、10年間で 22,865人増加しています. 北海道の人口に占める割合は平成20年度(2008年度)末	

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
	の 0.5%から、平成30年度（2018年度）末で 0.9%と 0.4 ポイント増加しています。 全国においては、1,062,700人で、人口比0.8%となっています。	
・発達障がい 発達障がいとは、発達障害者支援法により、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、平成22年の改正で障害者自立支援法の対象として明確に規定されました。 さらに、平成23年８月には障害者基本法が改正され、「障害者」の定義において「精神障害（発達障害を含む。）」と規定されました。 また、発達障害者支援法の施行から10年が経過し、平成28年に法改正が行われ、支援の一層の充実が規定されました。 発達障がいは、個々によりその特性が異なり、本人や家族、周囲の人が個人の特性を理解し、その人にあった配慮や支援を行うことにより、持っている本来の力が活かされるようになります。	・発達障がい 発達障がいとは、発達障害者支援法により、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、平成22年(2010年)の改正で障害者自立支援法の対象として明確に規定されました。 さらに、平成23年(2011年)８月には障害者基本法が改正され、「障害者」の定義において「精神障害（発達障害を含む。）」と規定されました。 また、発達障害者支援法の施行から10年が経過し、平成28年(2016年)に法改正が行われ、支援の一層の充実が規定されました。 発達障がいは、個々によりその特性が異なり、本人や家族、周囲の人が個人の特性を理解し、その人にあった配慮や支援を行うことにより、持っている本来の力が活かされるようになります。	
・高次脳機能障がい 高次脳機能障がいとは、脳卒中などの病気や交通事故、頭部への怪我などにより、脳を損傷した後遺症としてみられ	・高次脳機能障がい 高次脳機能障がいとは、脳卒中などの病気や交通事故、頭部への怪我などにより、脳を損傷した後遺症としてみられ	

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
る障がいです。脳損傷による認知機能障害（記憶障害や注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害など）を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをさし、「器質性精神障害」として精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院医療）の申請対象とされています。 また、手帳の有無にかかわらず、障害者総合支援法に基づくサービスの給付対象になることが可能です。高次脳機能障がいは、身体障がいがみられず、外見上は障がいが目立たないことから「見えにくい障がい」といわれ、障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、高次脳機能障がいのある人の正確な人数を把握できていないのが現状です。	る障がいです。脳損傷による認知機能障害（記憶障害や注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害など）を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをさし、「器質性精神障害」として精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院医療）の申請対象とされています。 また、手帳の有無にかかわらず、障害者総合支援法に基づくサービスの給付対象になることが可能です。高次脳機能障がいは、身体障がいがみられず、外見上は障がいが目立たないことから「見えにくい障がい」といわれ、障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、高次脳機能障がいのある人の正確な人数を把握できていないのが現状です。	
（４）難病等 難病とは、原因不明で、治療が極めて困難で、希少であり、後遺症を残すおそれが少なくないことや、経過も慢性にわたり、生活面に長期に支障をきたす疾病です。 平成23年８月に改正された障害者基本法において「障害者」の定義に含まれ、平成25年４月の障害者総合支援法の施行により、「障害者」の定義に難病等（治療方法が確立していない疾病その他の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）と明記され、難病等である人も障害福祉サービス等を利用できるようになりました。 また、対象となる疾病については、平成29年４月には358疾病に拡大されています。	（４）難病等 難病とは、原因不明で、治療が極めて困難で、希少であり、後遺症を残すおそれが少なくないことや、経過も慢性にわたり、生活面に長期に支障をきたす疾病です。 平成23年(2011年)８月に改正された障害者基本法において「障害者」の定義に含まれ、平成25年(2013年)４月の障害者総合支援法の施行により、「障害者」の定義に難病等（治療方法が確立していない疾病その他の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）と明記され、難病等である人も障害福祉サービス等を利用できるようになりました。 また、対象となる疾病については、令和元年(2019年)７月に361疾病に拡大されています。	※時点修正

資料４

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
２　サービス提供体制の現状と評価 （１）サービスの利用状況 ① 障害福祉サービスの利用状況（平成29年３月分） 障害福祉サービスの利用者は51,786人となっており、うち入所施設利用者が9,863人となっています。 また、第４期計画で定めたサービス見込量に対する平成28年度の実績では、施設入所支援が98.4%となっていますが、地域における居住サービスである共同生活援助は98.6%、訪問系サービスは92.1%、日中活動系サービスの生活介護は99.1%、就労継続支援（Ｂ型）が93.0%となっています。	**２　サービス提供体制の現状と評価** （１）サービスの利用状況 ① 障害福祉サービスの利用状況（令和２年(2020年)３月分） 障害福祉サービスの利用者は55,765人となっており、うち入所施設利用者が9,458人となっています。 また、第５期計画で定めたサービス見込量に対する令和元年度(2019年度)の実績では、施設入所支援が93.4%となっていますが、地域における居住サービスである共同生活援助は102.5%、訪問系サービスは80.9%、日中活動系サービスの生活介護は94.0%、就労継続支援（Ｂ型）が93.1%となっています。	
② 障害児通所支援等の利用状況（平成29年３月分） 障害児通所支援の利用者は、児童発達支援で61,499人、放課後等デイサービスでは95,250人となっております。	② 障害児通所支援等の利用状況（令和２年(2020年)３月分） 障害児通所支援の利用者は、児童発達支援で64,551人、放課後等デイサービスでは112,942人となっております。	
（２）入所施設の状況 平成29年４月１日現在の入所施設数は、209施設で定員は10,929人となっています。 また、平成29年３月の入所施設の利用者数は、9,863人となっており、平成26年３月利用者数から385人の減となっています。	（２）入所施設の状況 令和２年（2020年）４月１日現在の入所施設数は、204施設で定員は10,508人となっています。 また、令和２年（2020年）３月の入所施設の利用者数は、9,558人となっており、平成29年（2017年）３月利用者数から305人の減となっています。	
（３）居住支援の状況 グループホーム（共同生活援助）は、障害者自立支援法	（３）居住支援の状況 グループホーム（共同生活援助）は、障害者自立支援法	

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
の施行後、指定基準の規制緩和が図られたことなどにより、施行時点の平成18年４月の定員2,960人が、平成29年４月では11,140人、約3.8倍と大幅な伸びとなっています。 また、平成29年３月利用者数は、10,397人となっており、平成26年３月利用者から1,671人の増となっています。	の施行後、指定基準の規制緩和が図られたことなどにより、施行時点の平成18年(2006年)と比較すると定員の大幅な増加がみられます。 また、令和２年(2020年)３月利用者数は、12,189人となっており、平成29年(2017年)３月利用者から1,792人の増となっています。	
（４）工賃（賃金）の状況 平成28年度における道内の事業所（就労継続支援事業所948か所）における月額一人当たり平均工賃（賃金）は、27,881円となっており、このうち、就労継続支援Ｂ型事業所（738か所）では、18,213円となっており、障がいのある人が、生きがいを持ち安心して地域で暮らせるようになるためには、工賃（賃金）向上に向けた更なる取組が求められています。	（４）工賃（賃金）の状況 令和元年度(2019年度)における道内の事業所（就労継続支援事業所1,125か所）における月額一人当たり平均工賃（賃金）は、28,738円となっており、このうち、就労継続支援Ｂ型事業所（901か所）では、19,078円となっており、障がいのある人が、生きがいを持ち安心して地域で暮らせるようになるためには、工賃（賃金）向上に向けた更なる取組が求められています。	・令和元年度実績に修正。
（５）一般就労への移行状況 平成28年度における道内の福祉施設から一般就労への移行者数は895人となっており、平成17年度実績（105人）と比較し、8.5倍の増加となっています。 また、法定雇用率が適用される道内の民間企業（3,257社）の障がいのある人の実雇用率は2.06%であり、全国平均(1.92%)を上回っていますが、法定雇用率を達成している企業の割合は51.5%（1,677社）にとどまっており、障がいのある人を一人も雇用していない企業は29.6%（965社）となっています。（平成28年６月１日現在）。 障がいのある人一人ひとりの意欲や障がい特性等に応じて、安心して一般就労に取り組むことができるよう、	（５）一般就労への移行状況 令和元年度（2019年度）における道内の福祉施設から一般就労への移行者数は1,113人となっており、平成17年度（2005年度）実績（105人）と比較し、10.6倍の増加となっています。 また、法定雇用率が適用される道内の民間企業（3,735社）の障がいのある人の実雇用率は2.27%であり、全国平均(2.11%)を上回っていますが、法定雇用率を達成している企業の割合は50.4%（1,883社）にとどまっているほか、障がいのある人を一人も雇用していない企業は30.8%（1,153社）と全国平均（30.0%）より高い水準にあります。（令和元年（2019年）６月１日現在）。	・令和元年度実績に修正。 ・委員会での意見を元に全国平均との比較を追加。

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
企業等と連携・協働した就労支援の充実・強化を図っていく必要があります。	障がいのある人一人ひとりの意欲や障がい特性等に応じて、安心して一般就労に取り組むことができるよう、企業等と連携・協働した就労支援の充実・強化を図っていく必要があります。	
（６）地域生活移行状況 平成28年４月１日から平成29年３月31日までの地域生活移行者数は、88人となっています。 また、地域生活移行先としては、グループホーム（共同生活援助）がもっとも多く63人(71.6%)となっています。	（６）地域生活移行状況 平成31（2019年）４月１日から令和２年（2020年）３月31日までの地域生活移行者数は、88人となっています。 また、地域生活移行先としては、グループホーム（共同生活援助）がもっとも多く57人(64.8%)となっています。	
（７）特別支援学校卒業生の進路状況 道内の特別支援学校の平成29年３月における高等部卒業者1,093人のうち、就職は342人で全体の31.3%、福祉施設利用は673人で全体の61.6%となっています。 特別支援学校を卒業した人が、身近な地域で生活することができるよう、在学中の就職支援の強化や地域のサービス基盤を整備していく必要があります。	（７）特別支援学校卒業生の進路状況 道内の特別支援学校の令和２年（2020年）３月における高等部卒業者1,186人のうち、就職は443人で全体の37.4%、福祉施設利用は645人で全体の54.4%となっています。 特別支援学校を卒業した人が、身近な地域で生活することができるよう、在学中の就職支援の強化や地域のサービス基盤を整備していく必要があります。	※時点修正により文言を修正する。
（８）発達障がい者に対する支援の状況 平成28年８月に施行された発達障がい者支援の一層の充実を図るため、発達障害者支援法が全般わたって改正され、医療、福祉、教育、就労等の関係機関が相互に連携し、一人ひとりの発達障がいのある人に切れ目のない支援を実施することが目的に追加され、きめ細やかな支援を推進することとされました。 道では、北海道教育庁と共同し、また、「発達障害者支援（地域）センター」を設置し、地域で発達障がいのあ	（８）発達障がい者に対する支援の状況 平成28年（2016年）８月に施行された発達障がい者支援の一層の充実を図るため、発達障害者支援法が全般にわたって改正され、医療、福祉、教育、就労等の関係機関が相互に連携し、一人ひとりの発達障がいのある人に切れ目のない支援を実施することが目的に追加され、きめ細やかな支援を推進することとされました。 道では、北海道教育庁と共同し、また、「発達障害者支援（地域）センター」を設置し、地域で発達障がいのあ	

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
る人やその家族の支援を行う市町村や事業所等の関係機関への助言や人材育成を行い支援の充実を図るほか、フォーラムを開催するなど発達障がいの理解促進を行っています。	る人やその家族の支援を行う市町村や事業所等の関係機関への助言や人材育成を行い支援の充実を図るほか、フォーラムを開催するなど発達障がいの理解促進を行っています。	
（９）障がい児に対する支援の状況 平成28年６月の児童福祉法の改正に伴い、これまでの指定障害児通所支援事業に居宅訪問型児童発達支援が創設され、また、医療的ケアを要する障がいのある子どもが適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとされました。 さらに、障がいのある子どものサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定することとなりました。 また、子ども・子育て支援法の「すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」との基本理念に基づき、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力を図り、障がいのある子どもとその家族に対し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を整備し、障がいのある子ども本人の最善の利益を保障する必要があります。	（９）障がい児に対する支援の状況 平成28年（2016年）６月の児童福祉法の改正に伴い、これまでの指定障害児通所支援事業に居宅訪問型児童発達支援が創設され、また、医療的ケアを要する障がいのある子どもが適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとされました。 さらに、障がいのある子どものサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定することとなりました。 また、子ども・子育て支援法の「すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」との基本理念に基づき、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力を図り、障がいのある子どもとその家族に対し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を整備し、障がいのある子ども本人の最善の利益を保障する必要があります。	
（10）医療を必要とする在宅障がい児（者）に対する支援の状況 重症心身障がい児（者）など、医療的ケアを必要とする在宅で暮らす重度障がいのある人が、地域で生活する	（10）医療を必要とする在宅障がい児（者）等に対する支援の状況 重症心身障がいや医療的ケアを必要とする在宅で暮らす障がいのある人が、地域で生活するためには、必要	※現状に合わせて文言を整理する。

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
ためには、必要なサービス基盤を整備し、その家族の負担を軽減することが必要です。 こうした人が利用可能な短期入所事業所は、道内19 か所となっており、地域の支援体制の充実に向けた更なる取組が求められています。	なサービス基盤を整備し、その家族の負担を軽減することが必要です。	
（11）北海道障害者介護給付費等不服審査会等の状況（平成29年３月31日現在） 障がいのある人または障がいのある子どもの保護者は、市町村が決定した障害支援（程度）区分*16認定や支給決定などについて不服がある場合に、都道府県知事に対して審査請求をすることができます。 道では平成18年４月に北海道障害者介護給付費等不服審査会、平成24年４月に障害児通所給付費等不服審査会を設置し、審査請求があった事件について審議を行っています。 北海道障害者介護給付費等不服審査会には、平成18年の新制度施行以降、120件の審査請求があり、うち 93件が障害支援(程度)区分の認定に関するもの、25件が支給決定等に関するものとなっています。 なお、障害児通所給付費等不服審査会への審査請求はありません。	（11）北海道障害者介護給付費等不服審査会等の状況（令和２年(2020年)３月31日現在） 障がいのある人または障がいのある子どもの保護者は、市町村が決定した障害支援（程度）区分*16認定や支給決定などについて不服がある場合に、都道府県知事に対して審査請求をすることができます。 道では平成18年(2006年）４月に北海道障害者介護給付費等不服審査会、平成24年(2012年)４月に障害児通所給付費等不服審査会を設置し、審査請求があった事件について審議を行っています。 北海道障害者介護給付費等不服審査会には、平成18年(2006年)の新制度施行以降、129件の審査請求があり、うち98件が障害支援（程度）区分の認定に関するもの、29件が支給決定等に関するものとなっています。 なお、障害児通所給付費等不服審査会への審査請求はありません。	
３　主なサービス提供基盤の整備状況 （１）基盤整備の状況（平成29年４月現在）	**３　主なサービス提供基盤の整備状況** （１）基盤整備の状況（令和２年３月31日現在）	

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
障害者支援施設の定員数は、平成26年４月と平成29年４月を比較すると160名（1.4%）の減となっています。 また、日中活動の場は、地域生活移行の取組の推進及び地域活動支援センターの設置や事業者の新規参入の推進などにより、平成26年４月と平成29年４月を比較すると１割以上の増加となっています。	障害者支援施設の定員数は、平成29年(2017年)と令和２年(2020年)を比較すると421名（3.9%）の減となっています。 また、就労継続支援A型は、適正な事業運営と就労の質の向上を図るため、平成29年(2017年)４月から運営基準等の改正が行われたことにより、事業所数が減少となっています。	
（２）人材養成の状況 障がいのある人が各種サービス等の社会資源を有効に活用しながら生活することができるよう、相談支援業務に従事する人や居住系、日中活動系サービス事業者に配置が義務付けられているサービス管理責任者を、また、利用者に適切なサービスが提供されるよう、障害者総合支援法に定める障害支援区分認定関係者（認定調査員・審査会委員・主治医）を養成するための研修等を行っています。	（２）人材養成の状況 障がいのある人が各種サービス等の社会資源を有効に活用しながら生活することができるよう、相談支援業務に従事する人や居住系、日中活動系サービス事業者に配置が義務付けられているサービス管理責任者を、また、利用者に適切なサービスが提供されるよう、障害者総合支援法に定める障害支援区分認定関係者（認定調査員・審査会委員・主治医）を養成するための研修等を行っています。	
第３　計画推進のための基本的事項 【計画の体系】 希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会の実現 **１　平成32年度に向けて目指す方向** 「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会の実現」 道は、これまで、施設からの退所が可能な方々の地域生活	**第３　計画推進のための基本的事項** 【計画の体系】 希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会の実現 （削除）	・計画の基本的事項に「計画の目的」を記載しており、内容が重複するため削除

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
への移行や、精神障がいのある人の退院を促進するとともに、サービス基盤の地域間格差を縮小しながら、障がいのある人のニーズを踏まえた支援体制やサービス基盤、就労の場などの整備に努めてきているほか、北海道障がい者条例に基づく施策の推進や、発達の遅れや障がいのある子どもに対するサービス提供体制の整備、東日本大震災の体験を生かした災害に備えた地域づくりを進めてきました。 第５期計画においては、これらのほか、地域における生活の維持及び継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取組、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がいのある子どものサービス提供体制の計画的な構築、発達障がい者支援の一層の充実を進め、引き続き、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」や「本人が希望する暮らしの実現」、さらには、「地域社会における共生の実現」を目指し、市町村の協議会を核として地域の関係者が連携・協働する「地域づくり」を推進します。		
２　第５期障がい福祉計画推進の基本方針 （１）北海道障がい者条例の施策の推進 障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護の推進と暮らしやすい地域づくりや就労支援を推進するため、各種施策の取組を進めます。	**第６期障がい福祉計画推進の基本方針** （１）北海道障がい者条例の施策の推進 障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護の推進と暮らしやすい地域づくりや就労支援を推進するため、各種施策の取組を進めます。	
（２）権利擁護の推進 北海道障がい者条例や「障害者虐待の防止、障害者の	（２）権利擁護の推進 北海道障がい者条例や「障害者虐待の防止、障害者の	

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
擁護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）及び障害者差別解消法に則して、虐待や差別の解消に取り組むなど、より一層、権利擁護を推進します。	擁護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）及び障害者差別解消法に則して、虐待や差別の解消に取り組むなど、より一層、権利擁護を推進します。	
（３）　地域生活支援体制の充実 施設入所者の意向を把握し、受入地域と施設との連携や地域生活移行後のフォローについて関係者との連携を図り、退所可能な方々の地域生活への移行促進を図るほか、道が行う広域的・専門的な相談支援や市町村における相談支援の充実など、さらなる相談体制などの整備を推進します。 また、乳幼児期や学齢期、就労期、老齢期といったライフサイクルを通じた一貫した支援ができるよう関係機関等の連携による取組や在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化さらには生活を支えていた親が亡くなった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を促進します。	（３）　地域生活支援体制の充実 施設入所者の意向を把握し、受入地域と施設との連携や地域生活移行後のフォローについて関係者との連携を図り、退所可能な方々の地域生活への移行促進を図るほか、道が行う広域的・専門的な相談支援や市町村における相談支援の充実など、さらなる相談体制などの整備を推進します。 また、乳幼児期や学齢期、就労期、老齢期といったライフサイクルを通じた一貫した支援ができるよう関係機関等の連携による取組や在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化さらには生活を支えていた親が亡くなった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を促進します。	
（４）意思疎通支援・情報提供の充実 障がいのある人に対する意思疎通支援など、コミュニケーション環境の整備に努めるとともに、誰にとっても有効な情報アクセシビリティの向上を図るため、情報通信機器等に関する情報提供など、普及や利用の促進を図ります。	（４）北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進 障がいのある人に対する意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行い、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報を得られるようにする情報保障の確保を図ります。 また、手話が独自の体系を持つ言語であることについて、広く道民への普及啓発を進めるほか、手話を習得するための必要な支援を行います。	・条例の趣旨に即して修正。

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
（５）サービス提供基盤の整備 市町村や事業所への助言等を行い、圏域ごとにサービスの整備量を調整しながら、地域間の均衡に配慮した計画的な基盤整備を行い、地域間格差の縮小に努めます。 また、広域・分散である北海道の特性を踏まえ、より身近な地域で障がいのある人もない人もともに支え合いながら暮らすことができる地域づくりを広げるため、他の福祉施策と連携し、共生型地域福祉拠点の整備を推進します。	（５）サービス提供基盤の整備 市町村や事業所への助言等を行い、圏域ごとにサービスの整備量を調整しながら、地域間の均衡に配慮した計画的な基盤整備を行い、地域間格差の縮小に努めます。 また、広域・分散である北海道の特性を踏まえ、より身近な地域で障がいのある人もない人もともに支え合いながら暮らすことができる地域づくりを広げるため、他の福祉施策と連携し、共生型地域福祉拠点の取組を推進します。	・文言修正
（６）障がい児支援の充実 発達の遅れや障がいのある子ども、さらには在宅で医療的ケアを必要とする子どもなどに対するサービス提供体制の整備や重層的な地域支援体制の構築、地域社会への参加・インクルージョン（包容）を推進し、子どもと家族へのより一層の支援体制の充実を図ります。	（６）障がい児支援の充実 発達の遅れや偏り、障がいのある子どもに対する相談支援、通所支援、入所支援等のサービス提供体制の整備や重層的な地域支援体制の構築、地域社会への参加・包容を推進し、子どもと家族へのより一層の支援体制の充実を図ります。	※「計画推進のための具体的な取組」の記載内容に合わせて修正する。
（７）　発達障がいのある人や医療を必要とする人等への支援 発達障がいのある人への支援の推進や医療を必要とする人の日常生活のみならず、緊急時における医療の確保など、障がいの特性等に合わせた支援体制の充実を図ります。	（７）　発達障がいのある人や医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人等への支援 発達障がいのある人やその家族への支援が推進されるよう、また、重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人等が身近な地域において必要な支援が得られるよう、関係機関が連携を図り、地域の支援体制の充実を図ります。	※「計画推進のための具体的な取組」の記載内容に合わせて修正する。
（８）　精神保健福祉・医療施策の充実 精神障がいのある人とその家族が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神	（８）　精神保健福祉・医療施策の充実 精神障がいのある人とその家族が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神	

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。	障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。	
（９）就労支援施策の充実・強化 障がいがあっても、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する体制づくりを進めながら、就労機会の拡大や定着支援、さらに工賃水準の向上に向けた取組を推進します。	（９）就労支援施策の充実・強化 障がいがあっても、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する体制づくりを進めながら、就労機会の拡大や定着支援、さらに工賃水準の向上に向けた取組を推進します。	
（10）人材の養成・確保及びサービスの質の向上 サービスの利用相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成を行うとともにサービスの提供に直接必要な人材の確保に努めます。 また、適切で良質なサービスが提供されるよう、研修などを通じ障害福祉サービス等及び通所支援等のサービスの質の向上を図ります。	（10）多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上 サービスの利用相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成を行うとともにサービスの提供に直接必要な多様な人材の確保に努めます。 また、適切で良質なサービスが提供されるよう、研修などを通じ障害福祉サービス等及び通所支援等のサービスの質の向上を図ります。	・人材不足や多様なニーズに対応するため文言整理
（11）安全確保に備えた地域づくりの推進 市町村や関係団体と連携を図り、災害時はもとより日常的に障がいのある方々の安全確保を推進し、その障がい特性に配慮した支援が行えるよう、地域住民などとの共生による支援体制づくりを進めます。	（11）安全確保に備えた地域づくりの推進 市町村や関係団体と連携を図り、災害や感染症発生時はもとより日常的に障がいのある方々の安全確保を推進し、その障がい特性に配慮した支援が行えるよう、地域住民などとの共生による支援体制づくりを進めます。	・新型コロナウィルス感染症の流行を踏まえ、感染症対策を追加。
第４　計画推進のための具体的な取組	**第４　計画推進のための具体的な取組**	
１　北海道障がい者条例の施策の推進	**１　北海道障がい者条例の施策の推進**	
（１）北海道障がい者条例の施策の推進 【推進の視点】 ・　障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護と暮らし	（１）北海道障がい者条例の施策の推進 【推進の視点】 ・　障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護と暮らし	

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
やすい地域づくりを推進することを目的に制定した北海道障がい者条例に基づく各種施策等の取組を進めることが必要です。	やすい地域づくりを推進することを目的に制定した北海道障がい者条例に基づく各種施策等の取組を進めることが必要です。	
【推進施策】 ● 北海道障がい者条例の主な施策（３つの柱）の推進 ・　障がいのある人への「虐待」や「差別」を禁止するとともに、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の日常生活を営むことができるようにするために必要な配慮（合理的配慮）に努めます。	【推進施策】 ● 北海道障がい者条例の主な施策（３つの柱）の推進 ・　障がいのある人への「虐待」や「差別」を禁止するとともに、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の日常生活を営むことができるようにするために必要な配慮（合理的配慮）に努めます。	
・　道と地域づくりコーディネーターが連携し、地域づくりガイドラインを活用しながら、市町村が進める相談支援体制づくり等の取組を支援します。	・　道と地域づくりコーディネーターが連携し、地域づくりガイドラインを活用しながら、市町村が進める相談支援体制づくり等の取組を支援します。	
・　「北海道障がい者就労支援推進委員会」を活用し、障がいのある人の就労支援の充実に努めます。 　また、障がいのある人に対する支援はもとより、「働く障がい者」を支援する企業の取組の周知や指定法人を中心とした企業や事業所等の多様な就労支援のためのネットワークづくりなどを進めます。	・　「北海道障がい者就労支援推進委員会」を活用し、障がいのある人の就労支援の充実に努めます。 　また、障がいのある人に対する支援はもとより、「働く障がい者」を支援する企業の取組の周知や指定法人を中心とした企業や事業所等の多様な就労支援のためのネットワークづくりなどを進めます。	
● 北海道障がい者条例に関連する各種施策の推進 ・　障がいのある人の権利を実現し、社会参加を確保するための社会生活に関する施策に当たっては、北海道障がい者条例の基本理念に基づき推進します。	● 北海道障がい者条例に関連する各種施策の推進 ・　障がいのある人の権利を実現し、社会参加を確保するための社会生活に関する施策に当たっては、北海道障がい者条例の基本理念に基づき推進します。	
［施策の推進に当たっての基本理念］ ① 行政機関、学校、地域社会、道民、事業者その他関係団体が、相互に連携して社会全体で取り組むこと。	［施策の推進に当たっての基本理念］ ① 行政機関、学校、地域社会、道民、事業者その他関係団体が、相互に連携して社会全体で取り組むこと。	

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
② 障がい者への差別を防止し、障がい者の暮らしづらさを解消し、及び障がい者の権利を最大限に尊重すること。 ③ 保健、医療、福祉、労働、経済、教育その他障がい者に関するあらゆる分野において総合的に取り組むこと。 ④ 道内における地域間の格差の是正を図ること。	② 障がい者への差別を防止し、障がい者の暮らしづらさを解消し、及び障がい者の権利を最大限に尊重すること。 ③ 保健、医療、福祉、労働、経済、教育その他障がい者に関するあらゆる分野において総合的に取り組むこと。 ④ 道内における地域間の格差の是正を図ること。	
● 社会情勢に応じた条例内容の検討 ・　障がい者施策に関する法律の施行などによる社会情勢の変化に応じて、条例の内容について検討します。	● 社会情勢に応じた条例内容の検討 ・　障がい者施策に関する法律の施行などによる社会情勢の変化に応じて、条例の内容について検討します。	
２　権利擁護の推進 （１） 暮らしづらさを解消するための取組 【推進の視点】 ・　障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを実現するためには、障がいのある人の権利擁護と暮らしづらさの解消が必要です。 　また、権利擁護を推進するため、関係する制度を道民に対し周知することが必要です。	**２　権利擁護の推進** （１） 暮らしづらさを解消するための取組 【推進の視点】 ・　障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを実現するためには、障がいのある人の権利擁護と暮らしづらさの解消が必要です。 　また、権利擁護を推進するため、関係する制度を道民に対し周知することが必要です。	
【推進施策】 ● 地域づくり委員会等の取組 ・　全道14圏域に設置している「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」において、中立公平な立場で、虐待や差別、暮らしづらさに関する特定事案や地域の課題等について、当事者や関係者と協議等を行いその解決を図ります。 　また、道本庁に設置している「北海道障がい者が暮ら	【推進施策】 ● 地域づくり委員会等の取組 ・　全道14圏域に設置している「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」において、中立公平な立場で、虐待や差別、暮らしづらさに関する特定事案や地域の課題等について、当事者や関係者と協議等を行いその解決を図ります。 　また、道本庁に設置している「北海道障がい者が暮ら	

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
しやすい地域づくり推進本部調査部会」において、地域づくり委員会から求められた全道的な見地から検討を要する課題等について審議し、解決を図ります。	しやすい地域づくり推進本部調査部会」において、地域づくり委員会から求められた全道的な見地から検討を要する課題等について審議し、解決を図ります。	
・　市町村の協議会において、権利擁護や暮らしづらさの解消などについて地域の関係機関が協議し、課題を解決するという機能が十分発揮できるよう、地域づくりコーディネーターの支援を通じて、地域づくりガイドラインの活用を働きかけていきます。	・　市町村の協議会において、権利擁護や暮らしづらさの解消などについて地域の関係機関が協議し、課題を解決するという機能が十分発揮できるよう、地域づくりコーディネーターの支援を通じて、地域づくりガイドラインの活用を働きかけていきます。	
● 制度の周知 ・「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」について、広く道民に周知し、一層の活用を働きかけます。	● 制度の周知 ・「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」について、広く道民に周知し、一層の活用を働きかけます。	
・　障害者虐待防止法や障害者差別解消法など、権利擁護に関する制度について、当事者や関係団体と連携しながら、普及・啓発を図ります。	・　障害者虐待防止法や障害者差別解消法など権利擁護に関する制度について、当事者及び福祉や教育の関係団体と連携しながら、普及・啓発を図ります。	関係団体について、細分化するため、文言整理
・　ヘルプマークやヘルプカードの普及を推進し、外見から分かりにくい障がいなど、周囲の方からの配慮を必要としている人への思いやりのある行動を促し、障がいへの理解を図ります。	・　ヘルプマークやヘルプカードの普及を推進し、外見から分かりにくい障がいなど、周囲の方からの配慮を必要としている人への思いやりのある行動を促し、障がいへの理解を図ります。	
・「北海道障害者介護給付費等不服審査会」の審査を通じ、障がいのある人の障害福祉サービスの利用が適正に確保されるよう努めます。	・「北海道障害者介護給付費等不服審査会」の審査を通じ、障がいのある人の障害福祉サービスの利用が適正に確保されるよう努めます。	
・　ＤＶＤの貸出やインターネット上への動画のアップロードなど、映像等を活用して、学校や企業、生涯教育の場等を通じた障がいに対する理解を促進します。	・　ＤＶＤの貸出やインターネット上への動画のアップロードなど、映像等を活用して、学校や企業、生涯教育の場等を通じた障がいに対する理解を促進します。	
（２）虐待の防止	（２）虐待の防止	

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
【推進の視点】 ・　虐待は、障がいのある人の尊厳を害するものであり、自立と社会参加のためには、虐待防止に向けた取組を一層進めることが極めて重要です。	【推進の視点】 ・　虐待は、障がいのある人の尊厳を害するものであり、自立と社会参加のためには、障がいのある人に寄り添った虐待防止に向けた取組を一層進めることが極めて重要です。	障がいのある人に寄り添った取組を推進するため、文言整理
【推進施策】 ・　障害者虐待防止法に基づき道が設置している「北海道障がい者権利擁護センター」において、障がいのある人への虐待防止等を図るとともに、市町村が設置する「市町村障害者虐待防止センター」において、適切な事実確認や成年後見制度等を利用した養護者支援等が図られるよう支援します。	【推進施策】 ・　障害者虐待防止法に基づき道が設置している「北海道障がい者権利擁護センター」において、障がいのある人への虐待防止等を図るとともに、市町村が設置する「市町村障害者虐待防止センター」において、適切な事実確認や成年後見制度等を利用した養護者支援等が図られるよう支援します。	
（新規）	・　虐待を受けた人が、速やかに相談できるよう、相談先や通報先の周知徹底を図り、虐待を通報した人が、不利益な取扱いを受けないよう、関係機関に対して、障害者虐待防止法の趣旨についての理解・普及に努めます。	虐待を受けた人への相談先の周知や、通報者が不利益な取り扱いを受けないよう、法の周知徹底をするために文言整理
・　障害福祉サービス等、障害児入所支援及び障害児通所支援等を提供する事業所に対して、研修を実施するなどして虐待防止や権利擁護に関する指導を徹底するとともに、当該事業所等における障害者虐待に関する報告や通報があった場合には、市町村をはじめ関係機関と連携の上、障害者総合支援法に基づく監査等を実施し、当該事業者に対して障害者虐待防止法の規定による権限を行使するなど、速やかに対応します。	・　障害福祉サービス等、障害児入所支援及び障害児通所支援等を提供する事業所に対して、研修を実施するなどして虐待防止や権利擁護に関する指導を徹底するとともに、当該事業所等における障害者虐待に関する報告や通報があった場合には、市町村をはじめ関係機関と連携の上、障害者総合支援法に基づく監査等を実施し、当該事業者に対して障害者虐待防止法の規定による権限を行使するなど、速やかに対応します。	

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
（３）差別等を解消するための取組の推進 【推進の視点】 ・　障がいのある人もない人も、共に生きる社会を実現するために、障がいのある人への差別をなくすことを社会全体で進めていくことが必要です。	（３）差別等を解消するための取組の推進 【推進の視点】 ・　障がいのある人もない人も、共に生きる社会を実現するために、障がいのある人への差別をなくすことを社会全体で進めていくことが必要です。	
【推進施策】 ・　平成28年４月に施行された障害者差別解消法について、市町村や障害福祉サービス事業所などの関係機関はもとより、広く道民に対し制度の普及・啓発を図ります。	【推進施策】 ・　平成28年４月に施行された障害者差別解消法について、市町村や障害福祉サービス事業所などの関係機関はもとより、広く道民に対し制度の普及・啓発を図ります。	
・　北海道障がい者条例に基づく地域づくり委員会が、障がいのある人やその家族からの相談に応じ、協議やあっせんを行って解決を図ります。	・　北海道障がい者条例に基づく地域づくり委員会が、障がいのある人やその家族からの相談に応じ、協議やあっせんを行って解決を図ります。	
・　地域における差別解消に向けた取組を円滑に行うため、関係機関によるネットワークづくりを進め、必要な情報交換や取組の協議を行います。	・　地域における差別解消に向けた取組を円滑に行うため、関係機関によるネットワークづくりを進め、必要な情報交換や取組の協議を行います。	
・　道は、障がいのある人の差別の解消に取り組むために作成した、職員の対応要領や事例集について、内容の充実に努めるほか、市町村に対し、引き続き職員の対応要領の作成や障害者差別解消支援地域協議会の設置を働きかけます。	・　道は、障がいのある人の差別の解消に取り組むために作成した、職員の対応要領や事例集について、内容の充実に努めるほか、市町村に対し、引き続き職員の対応要領の作成や障害者差別解消支援地域協議会の設置を働きかけます。	
（４）意思決定支援の推進 【推進の視点】 ・　自ら意思を決定することに困難を抱える障がいのある人が、自らの意思が反映された日常生活や社会生活を送	（４）意思決定支援の推進 【推進の視点】 ・　自ら意思を決定することに困難を抱える障がいのある人が、自らの意思が反映された日常生活や社会生活を送	

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
るため、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援することが必要です。	るため、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援することが必要です。	
【推進施策】 ・　相談支援専門員やサービス管理責任者における意思決定支援の質の向上を図るため、「意思決定支援ガイドライン」を活用するなどして研修カリキュラムの中に位置付け、研修の充実を図ります。	【推進施策】 ・　相談支援専門員やサービス管理責任者における意思決定支援の質の向上を図るため、「意思決定支援ガイドライン」を活用するなどして研修カリキュラムの中に位置付け、研修の充実を図ります。	
・　判断能力が十分ではない障がいのある人が不利益を被ることがないよう、市町村が成年後見制度の利用を推進するために国の助成事業を活用することや、後見等の業務を適正に行うことができる人材を育成することなどの取組を一層促すとともに、家庭裁判所や関係機関と連携し、広域的な見地から必要な助言を行うほか、北海道地域福祉生活支援センターが行う福祉サービスの利用援助・日常的な金銭管理などの取組について支援します。	・　障がいのある人の中で、判断能力が十分ではない人が不利益を被ることがないよう、市町村が成年後見制度の利用を推進するために国の助成事業を活用することや、後見等の業務を適正に行うことができる人材を育成することなどの取組を一層促すとともに、家庭裁判所や関係機関と連携し、広域的な見地から必要な助言を行うほか、北海道地域福祉生活支援センターが行う福祉サービスの利用援助・日常的な金銭管理などの取組について支援します。	意図が正しく伝わるよう文言整理
３　地域生活支援体制の充実 （１）相談支援体制の確保 【推進の視点】 ・「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を進めるためには、相談支援を中心とする地域の実情に応じた地域生活支援体制の充実が必要です。 　また、相談支援事業所の地域移行支援の対象である救護施設等に入所している障がいのある人の地域生活移行に	**３　地域生活支援体制の充実** （１）相談支援体制の確保 【推進の視点】 ・「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を進めるためには、相談支援を中心とする地域の実情に応じた地域生活支援体制の充実が必要です。 　また、相談支援事業所の地域移行支援の対象である救護施設等に入所している障がいのある人の地域生活移行に	

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
ついても取り組む必要があります。 　さらに、市町村と緊密に連携し、障害児入所支援から障害福祉サービスへの円滑な支援の移行を図る必要があります。	ついても取り組む必要があります。 　さらに、市町村と緊密に連携し、障害児入所支援から障害福祉サービスへの円滑な支援の移行を図る必要があります。	
・　障がいのある人及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービス等につなげるとともに、市町村、相談支援事業所、その他関係機関との連携に努める必要があります。	・　障がいのある人及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービス等につなげるとともに、市町村、相談支援事業所、その他関係機関との連携に努める必要があります。	
・　障がい児相談支援についても、身近な地域において、障がいの気づきの段階から、障がいのある人に対する相談支援と同様に、障がいのある子ども本人やその家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、質の確保及びその向上を図りながら、障がいのある人に対する相談支援へ円滑に移行できるよう、関係機関の連携体制の構築が必要です。	・　障がい児相談支援についても、身近な地域において、障がいの気づきの段階から、障がいのある人に対する相談支援と同様に、障がいのある子ども本人やその家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、質の確保及びその向上を図りながら、障がいのある人に対する相談支援へ円滑に移行できるよう、関係機関の連携体制の構築が必要です。	
【推進施策】 ● 生活全般を支える相談支援体制の構築 ・　市町村を中心とするすべての障がいのある人を対象としたワンストップ（一か所ですべてに対応できる。）で、中立・公平な相談支援を行うため、地域づくりコーディネーターを活用し、総合的な相談業務等の拠点となる「基幹相談支援センター」の整備や、虐待に関する総合的窓口である「市町村障害者虐待防止センター」及び、差別に関する市町村の相談窓口の充実を図るとともに、市町村の協議会の機能強化を中心とした、地域における関係機関のネットワークの充実を図ります。	【推進施策】 ● 生活全般を支える相談支援体制の構築 ・　市町村を中心とするすべての障がいのある人を対象としたワンストップ（一か所ですべてに対応できる。）で、中立・公平な相談支援を行うため、地域づくりコーディネーターを活用し、総合的な相談業務等の拠点となる「基幹相談支援センター」の整備や、虐待に関する総合的窓口である「市町村障害者虐待防止センター」及び、差別に関する市町村の相談窓口の充実を図るとともに、市町村の協議会の機能強化を中心とした、地域における関係機関のネットワークの充実を図ります。	

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
・　「基幹相談支援センター」の整備にあたっては、地域づくりコーディネーターを活用し、市町村の協議会で十分な議論を行い、地域の実情に合ったものを整備できるよう支援します。 　また、すでに整備されている市町村についても、関係機関との連携の充実に向けて支援していきます。	・　「基幹相談支援センター」の整備にあたっては、地域づくりコーディネーターを活用し、市町村の協議会で十分な議論を行い、地域の実情に合ったものを整備できるよう支援します。 　また、すでに整備されている市町村についても、関係機関との連携の充実に向けて支援していきます。	
（新規）	・　地域において障がい者相談支援に関する指導的役割を担う主任相談支援専門員を計画的に養成します。	・国の指針に基づき追加
・　相談支援機能をはじめとする支援体制について、その目指す姿として「北海道障がい者条例」に基づき策定した「地域づくりガイドライン」をもとに、それぞれの地域を支援します。 　その際、障がい者支援の観点から、地域の課題やニーズを把握し、その解決に向け、市町村等の関係者が一体となり、あらゆる地域資源の活用を検討しながら取り組みます。	・　相談支援機能をはじめとする支援体制について、その目指す姿として「北海道障がい者条例」に基づき策定した「地域づくりガイドライン」をもとに、それぞれの地域を支援します。 　その際、障がい者支援の観点から、地域の課題やニーズを把握し、検証・評価を行うとともに、その解決に向け、市町村等の関係者が一体となり、あらゆる地域資源の活用を検討しながら更なる強化・充実に向けて取り組みます。	・国の指針に基づき追加
・　市町村における相談支援や権利擁護を充実するため、当事者の気持ちに寄り添い、きめ細やかな支援ができるピアスタッフなどの活用を図り、その活動を推進します。	・　市町村における相談支援や権利擁護を充実するため、当事者の気持ちに寄り添い、きめ細やかな支援ができるピアスタッフなどの活用を図り、その活動を推進します。	
・　難病患者や重症心身障がい児者、医療的ケアの必要な子ども等の多様な障がい特性に応じた適切な支援についても、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員に向けた研修などの機会を通じて、十分な理解が図られるよう支援するほか、地域づくりコーディネーターを活用し、利用者本位の計画策定について支援します。	・　難病患者や重症心身障がい児者、医療的ケアの必要な障がい児等の多様な障がい特性に応じた適切な支援についても、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員に向けた研修などの機会を通じて、十分な理解が図られるよう支援するほか、地域づくりコーディネーターを活用し、利用者本位の計画策定について支援します。	・文言整理

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
・　道の地域相談員及び市町村の障害者相談員に対して、相談技術向上のための研修実施などについて支援していきます。	・　道の地域相談員及び市町村の障害者相談員に対して、相談技術向上のための研修実施などについて支援していきます。	
・　適切な支援の提供が障がいのある人の自立及び社会参加に資することも踏まえ、地域生活支援事業における障害者相談支援事業及び介護給付費等の支給決定事務に係る業務を適切かつ主体的に実施するため、市町村職員においては、一定の専門的知見を身につけるとともに、制度に対する理解を深めることが必要であるため、その知識の習得に向けて支援していきます。	・　適切な支援の提供が障がいのある人の自立及び社会参加に資することも踏まえ、地域生活支援事業における障害者相談支援事業及び介護給付費等の支給決定事務に係る業務を適切かつ主体的に実施するため、市町村職員においては、一定の専門的知見を身につけるとともに、制度に対する理解を深めることが必要であるため、その知識の習得に向けて支援していきます。	
● 専門的支援 ・　地域において十分な専門性を確保することが困難な、発達障がいのある人に対する支援のため、「発達障害者支援（地域）センター」を活用した支援に取組ます。	● 専門的支援 ・　地域において十分な専門性を確保することが困難な、発達障がいのある人に対する支援のため、「発達障害者支援（地域）センター」を活用した支援に取組ます。	
・　市町村が進める発達の遅れや障がいのある子どもの相談支援体制づくりを支援し、市町村が指定する指定障害児相談支援事業所を中心とした支援体制の充実に取り組みます。	・　市町村が進める発達の遅れや障がいのある子どもの相談支援体制づくりを支援し、市町村が指定する指定障害児相談支援事業所を中心とした支援体制の充実に取り組みます。	
・　地域で暮らす障がいのある人の就労を促進するため、就労面と生活面を一体的に支援する「障害者就業・生活支援センター」を中心とした支援体制の充実を図ります。	・　地域で暮らす障がいのある人の就労を促進するため、就労面と生活面を一体的に支援する「障害者就業・生活支援センター」を中心とした支援体制の充実を図ります。	
（２）障がい者の地域生活への移行促進 【推進の視点】 ・　全国と比較しても施設入所者が多い北海道において入所施設から地域生活への移行を促進するためには、施設	（２）障がい者の地域生活への移行促進 【推進の視点】 ・　全国と比較しても施設入所者が多い北海道において入所施設から地域生活への移行を促進するためには、施設	

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
入所者の意向把握、施設入所者に対する地域生活に関する説明、地域生活の体験、入所施設と受入地域との連携、地域生活移行後のフォローなど関係者が連携し、地域生活への移行促進を図ることが必要です。	入所者の意向把握、施設入所者に対する地域生活に関する説明、地域生活の体験、入所施設と受入地域との連携、地域生活移行後のフォローなど関係者が連携し、地域生活への移行促進を図ることが必要です。	
・　相談支援事業所の地域移行支援の対象である救護施設等に入所している障がいのある人の地域生活移行についても取り組む必要があります。	・　相談支援事業所の地域移行支援の対象である救護施設等に入所している障がいのある人の地域生活移行についても取り組む必要があります。	
・　市町村、児童相談所及び相談支援事業所と緊密に連携し、障害児入所支援から障害福祉サービスへの円滑な支援の移行を図る必要があります。	・　市町村、児童相談所及び相談支援事業所と緊密に連携し、障害児入所支援から障害福祉サービスへの円滑な支援の移行を図る必要があります。	
・　矯正施設等に入所している障がいのある人であって、退所後、自立した生活を送ることが困難であり、福祉サービスを受ける必要がある人には、退所後、支援を提供していくことが必要です。	・　矯正施設等に入所している障がいのある人であって、退所後、自立した生活を送ることが困難であり、福祉サービスを受ける必要がある人には、退所後、支援を提供していくことが必要です。	
【推進施策】 ・　各圏域の地域づくりコーディネーターを活用し、各地域の基幹相談支援センター、相談支援事業所、ピアスタッフ等の関係者と連携を図りながら、施設入所者に対する説明、地域生活体験の受入地域との調整や地域生活移行後の事後フォローなど総合的な支援を強化します。	【推進施策】 ・　各圏域の地域づくりコーディネーターを活用し、各地域の基幹相談支援センター、相談支援事業所、ピアスタッフ等の関係者と連携を図りながら、施設入所者に対する説明、地域生活体験の受入地域との調整や地域生活移行後の事後フォローなど総合的な支援を強化します。	
・　関係団体等との協力を得ながら定期的に施設入所者の意向把握が行われるような取組を進めます。	・　関係団体等との協力を得ながら定期的に施設入所者の意向把握が行われるような取組を進めます。	
・　入所施設と相談支援事業所が連携し、サービス等利用計画と個別支援計画により的確に入所者の意向を把握するとともに、その後の実施状況の把握を行うことを通じ	・　入所施設と相談支援事業所が連携し、サービス等利用計画と個別支援計画により的確に入所者の意向を把握するとともに、その後の実施状況の把握を行うことを通じ	

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
て、地域生活移行のたの支援に係るニーズ把握を進めます。	て、地域生活移行のたの支援に係るニーズ把握を進めます。	
・　広域な北海道において、住み慣れた地域での生活の実現に向け、地域づくりコーディネーターが圏域を超えた必要な調整を行い、障がいのある人の地域生活移行を支援します。	・　広域な北海道において、住み慣れた地域での生活の実現に向け、地域づくりコーディネーターが圏域を超えた必要な調整を行い、障がいのある人の地域生活移行を支援します。	
・　救護施設に入所している障がいのある人の地域生活移行については、関係機関と協議、連携しながら取り組んでいきます。	・　救護施設に入所している障がいのある人の地域生活移行については、関係機関と協議、連携しながら取り組んでいきます。	
・　障害児入所支援から障害福祉サービスへの円滑な支援の移行については、市町村、施設、学校及び障害者相談支援事業所等が連携、協議する体制を整備し、本人の意思を尊重し、適した進路支援に取り組んでいきます。	・　障害児入所支援から障害福祉サービスへの円滑な支援の移行については、市町村、施設、学校及び障害者相談支援事業所等が連携、協議する体制を整備し、本人の意思を尊重し、適した進路支援に取り組んでいきます。	
・　矯正施設等に入所している障がいがあって自立した生活を送ることが困難な人に対しては、退所後、障害福祉サービスに繋がるよう矯正施設等、保護観察所、地域生活定着支援センター等と障害福祉サービス事業所等の関係機関との連携を促進します。	・　矯正施設等に入所している障がいがあって自立した生活を送ることが困難な人に対しては、退所後、障害福祉サービスに繋がるよう矯正施設等、保護観察所、地域生活定着支援センター等と障害福祉サービス事業所等の関係機関との連携を促進します。	
・　矯正施設等を退所した障がいのある人を受け入れる障害福祉サービス事業所等に対し、地域生活支援定着センターによる体制整備の助言や研修などを行い、地域の支援技術の向上を推進します。	・　矯正施設等を退所した障がいのある人を受け入れる障害福祉サービス事業所等に対し、地域生活定着支援センターによる体制整備の助言や研修などを行い、地域の支援技術の向上を推進します。	・名称に誤りがあったため修正
（３）地域生活支援拠点の整備 【推進の視点】 ・　在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化、さら	（３）地域生活支援拠点等の整備 【推進の視点】 ・　在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化、さら	・国の指針に合わせ修正

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
には、生活を支えていた親が亡くなった後を見据えて、障がいのある人の地域生活を支える機能の充実を図る必要があります。	には、生活を支えていた親が亡くなった後を見据えて、障がいのある人の地域生活を支える機能の充実を図る必要があります。	
・　障がいのある人の自立支援のため、施設や病院からの地域生活移行や地域生活の継続支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人を地域全体で支えるシステムを実現するための地域生活の拠点づくりを進めることが必要です。	・　障がいのある人の自立支援のため、施設や病院からの地域生活移行や地域生活の継続支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人を地域全体で支えるシステムを実現するための地域生活の拠点づくりを進めることが必要です。	
・　地域生活支援拠点については、地域生活移行や親元からの自立等に関する相談、一人暮らしのための体験の機会や場の提供、ショートステイを活用した緊急時の受け入れ、支える人材の確保や専門性向上、コーディネーターの配置などの地域の体制づくりといった機能が必要です。 ・　地域生活の拠点づくりを進めるには、市町村の協議会などにおいて、障がいのある人やその家族、支援者などが参画して、各地域の既存の資源を活用するなど、実情に応じた整備方法について検討することが必要です。	・　地域生活支援拠点等については、地域生活移行や親元からの自立等に関する相談、一人暮らしのための体験の機会や場の提供、ショートステイを活用した緊急時の受け入れ、支える人材の確保や専門性向上、コーディネーターの配置などの地域の体制づくりといった機能が必要です。 ・　地域生活の拠点づくりを進めるには、市町村の協議会などにおいて、障がいのある人やその家族、支援者などが参画して、各地域の既存の資源を活用するなど、実情に応じた整備方法について検討することが必要です。	
【推進施策】 ●整備方法等 ・　障がいのある人や障がいのある子どもの地域生活を支援するために、グループホームなどを活用した居住支援機能と相談などの地域支援機能を持ち合わせた「地域生活支援の拠点」を市町村において整備します。	【推進施策】 ●整備方法等 ・　障がいのある人や障がいのある子どもの地域生活を支援するために、グループホームなどを活用した居住支援機能と相談などの地域支援機能を持ち合わせた「地域生活支援の拠点」を市町村において整備します。	
・　地域生活支援拠点については、身近な地域での支援が可能となるよう、道内のすべての市町村に整備することとします。	・　地域生活支援拠点等については、身近な地域での支援が可能となるよう、道内のすべての市町村に整備することとします。	

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
・　地域においてどのような体制を構築するかなどの、目指すべき整備方針の検討や、整備後においても、体制や機能が地域の実情に適しているか、地域の課題に対応できているか、中長期的に必要な機能を見直し検証していくこととし、これらの効果的な運営の継続の検討にあたっては、市町村の協議会等を十分に活用します。	・　地域においてどのような体制を構築するかなどの、目指すべき整備方針の検討や、整備後においても、体制や機能が地域の実情に適しているか、地域の課題に対応できているか、中長期的に必要な機能を見直し検証していくこととし、これらの効果的な運営の継続の検討にあたっては、市町村の協議会等を十分に活用します。また、機能の充実に資するよう他市町村における好事例の紹介等必要な支援を行います。	・国の指針に基づき追加
・　広域、分散という北海道の地域特性を踏まえ、障がいのある人等の生活をより身近な地域で支える核として機能させるため、地域生活支援拠点に関わるすべての機関及び人材の有機的な結びつきを強化し、高齢者福祉施策などの他施策や他職種と連携した整備を促進します。	・　広域、分散という北海道の地域特性を踏まえ、障がいのある人等の生活をより身近な地域で支える核として機能させるため、地域生活支援拠点等に関わるすべての機関及び人材の有機的な結びつきを強化し、高齢者福祉施策などの他施策や他職種と連携した整備を促進します。	
・　道においては、地域生活への移行を推進する観点から入所施設の創設は基本的には行わないこととしていることや、地域が一体感をもった支援を行うため、複数の事業所が協力して機能を分担する面的整備を中心として整備をすることとします。	・　道においては、地域生活への移行を推進する観点から入所施設の創設は基本的には行わないこととしていることや、地域が一体感をもった支援を行うため、複数の事業所が協力して機能を分担する面的整備を中心として整備をすることとします。	
・　市町村によって利用者の状況やサービス事業者の整備状況が異なることなどから、複数市町村による共同整備も検討しながら整備を進めます。なお、複数市町村による共同整備の検討に当たっては、「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」の場を活用するとともに、地域づくりコーディネーターが支援します。	・　市町村によって利用者の状況やサービス事業者の整備状況が異なることなどから、複数市町村による共同整備も検討しながら整備を進めます。なお、複数市町村による共同整備の検討に当たっては、「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」の場を活用するとともに、地域づくりコーディネーターが支援します。	
・　地域生活支援拠点等の整備に向けた取組が進んでいない	・　地域生活支援拠点等の整備に向けた取組が進んでいない	

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
市町村においては、既に整備が進んでいる地域の事例等も参考とし、地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備に努めることとし、道においても、整備に向けて早期の検討を促すとともに、地域の現状や課題等を把握し共有するなど、継続的な支援を図ります。	市町村においては、既に整備が進んでいる地域の事例等も参考とし、地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備に努めることとし、道においても、整備に向けて早期の検討を促すとともに、地域の現状や課題等を把握し共有するなど、継続的な支援を図ります。	
● 機能の充実 ・　地域における複数の事業所が協力して役割を分担する面的整備を中心に整備を進めることとしますが、社会資源に地域間格差が生じていることから、居住支援機能、相談及びコーディネート機能については、拠点構成市町村内の資源を活用し、その他の機能（体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性の確保）については、他市町村の資源も活用可能とし、既にある関係機関との連携体制を強化させるなどして整備を進めます。	● 機能の充実 ・　地域における複数の事業所が協力して役割を分担する面的整備を中心に整備を進めることとしますが、社会資源に地域間格差が生じていることから、居住支援機能、相談及びコーディネート機能については、拠点構成市町村内の資源を活用し、その他の機能（体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性の確保）については、他市町村の資源も活用可能とし、既にある関係機関との連携体制を強化させるなどして整備を進めます。	
・　原則５つの機能すべてを備えることとするが、必要な機能やその充足の程度については、地域の実情を踏まえて判断し整備を進めるよう、市町村に対し必要な支援を行います。	・　原則５つの機能すべてを備えることとするが、必要な機能やその充足の程度については、地域の実情を踏まえて判断し整備を進めるよう、市町村に対し必要な支援を行います。	
・　相談支援機能、地域の体制づくり、専門的人材の確保・養成及び、コーディネート機能については、コーディネーターの配置や「基幹相談支援センター」の体制整備を図ることなどを基本として体制の整備を進めます。	・　相談支援機能、地域の体制づくり、専門的人材の確保・養成及び、コーディネート機能については、コーディネーターの配置や「基幹相談支援センター」の体制整備を図ることなどを基本として体制の整備を進めます。	
・　「基幹相談支援センター」が未整備な地域においては、複数市町村など広域での設置を促進します。	・　「基幹相談支援センター」が未整備な地域においては、複数市町村など広域での設置を促進します。	
・　居住支援機能及び体験の機会・場の確保については、本人の希望や障がいの特性に応じたグループホームやア	・　居住支援機能及び体験の機会・場の確保については、本人の希望や障がいの特性に応じたグループホームやア	

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
パートなど、多様な住まいの確保について市町村に対し必要な支援を行うとともに、障がいのある人の自立に向けて、グループホーム等の活用による一人暮らしの体験ができる場の拡充を図ります。	パートなど、多様な住まいの確保について市町村に対し必要な支援を行うとともに、障がいのある人の自立に向けて、グループホーム等の活用による一人暮らしの体験ができる場の拡充を図ります。	
・　緊急時の受け入れ・対応の機能については、家族の休息（レスパイト）や緊急時の一時保護対応のため、短期入所や地域生活支援事業の日中一時支援を活用するなどの、連携体制の整備を進めます。	・　緊急時の受け入れ・対応の機能については、家族の休息（レスパイト）や緊急時の一時保護対応のため、短期入所や地域生活支援事業の日中一時支援を活用するなどの、連携体制の整備を進めます。	
・　なお、地域生活支援拠点の運営や機能の充実にあたっては、市町村等の協議会等において、十分に検討するものとします。	・　なお、地域生活支援拠点等の運営や機能の充実にあたっては、市町村等の協議会等において、十分に検討するものとします。	
（４）自立と社会参加の促進 【推進の視点】 ・　障がいのある人が自らの選択と決定により、自主的に行動し、その行動に責任を負うとともに、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加し、生きがいを持って生活できるような地域づくりが必要です。	（４）自立と社会参加の促進 【推進の視点】 ・　障がいのある人が自らの選択と決定により、自主的に行動し、その行動に責任を負うとともに、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加し、生きがいを持って生活できるような地域づくりが必要です。	
【推進施策】 ● 新規	【推進施策】 ● 障がい者文化芸術活動の推進 ・　障がい者の美術、演劇、音楽等をはじめとする多様な文化芸術活動を支援する拠点として位置づけられている「障がい者芸術文化活動支援センター」について、設置の必要性を検討します。	・障害者文化芸術推進法の施行による計画策定。 ・国の指針及び関係団体からの意見に基づき追加。
● 新規	・　市町村や関係団体との連携により、障がいのある人が	・国の指針及び関係団体か

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
	障がいのない人と同様に、芸術作品や演劇等を鑑賞し、また、障がいのある人自らの創造や発表の機会の確保を図り、障がいのある人が生きがいを持って日常生活を送ることができるよう支援に努めます。	らの意見に基づき追加。
● 新規	・　障がい福祉サービス事業所等に対して、文化芸術活動の状況把握に努め、文化芸術の施策の反映に努めます。	・国の指針に基づき追加。
● 新規	・　関係団体等との連携により、障がいのある人の文化芸術活動を支援します。	・国の指針及び関係団体からの意見に基づき追加。
● 新規	● 読書バリアフリーの推進 ・　点字図書館や地域の公共図書館など関係機関との連携を図るとともに、点字や音声で書籍等の情報を提供する視覚障害者情報総合ネットワーク（サピエ）の活用を促進し、視覚障がいのある人等が身近な地域において情報提供が受けられる体制づくりを進めます。	・読書バリアフリー法の施行による計画策定。 ・第５期計画「４意思疎通支援・情報提供の充実から移行。 ・国の指針及び関係団体からの意見に基づき追加。
● 新規	・　画面読み上げソフトや拡大読書器など、障がいのある人が情報を入手しやすくする用具の普及を促進するとともに、情報の入手や操作が困難な障がいのある人に対する支援を引き続き行います。	・国の指針及び関係団体からの意見に基づき追加。
● 新規	・　関係機関が行う点訳図書、ＤＡＩＳＹ図書作成のためボランティア育成・確保について、支援します。	・国の指針及び関係団体からの意見に基づき追加。
【推進施策】 ● 多様なニーズに対応した生きがいづくりの推進 ・　障がいのある人のスポーツ活動やレクリエーション活動のすそ野を広げ、参加機会の拡大と　交流を促進する	【推進施策】 ● 多様なニーズに対応した生きがいづくりの推進 ・　障がいのある人のスポーツ活動やレクリエーション活動のすそ野を広げ、参加機会の拡大と　交流を促進する	

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
とともに、芸術・文化活動の支援に努めます。	とともに、芸術・文化活動の支援に努めます。	
・　障がいのある人のスポーツ大会や芸術に関する情報などについて、関係団体と共有し、市町村に対して周知します。	・　障がいのある人のスポーツ大会や芸術に関する情報などについて、関係団体と共有し、市町村に対して周知します。	
・　障がいのある人が地域で様々な活動に参加し、生きがいを持って生活できるよう、市町村が実施する手話通訳の派遣や移動の支援、生活訓練、スポーツ・文化活動などの市町村地域生活支援事業を推進し、障がいのある人のニーズに応じた社会参加の促進に努めます。	・　障がいのある人が地域で様々な活動に参加し、生きがいを持って生活できるよう、市町村が実施する手話通訳の派遣や移動の支援、生活訓練、スポーツ・文化活動などの市町村地域生活支援事業を推進し、障がいのある人のニーズに応じた社会参加の促進に努めます。	
・　教育機関との連携により、学習情報提供の充実を図り、障がいのある人の生涯学習への参加を促進します。	・　教育機関との連携により、学習情報提供の充実を図り、障がいのある人の生涯学習への参加を促進します。	
（５）ライフサイクルを通じた関係機関の連携強化 【推進の視点】 ・　障がいのある人が地域で暮らすためには、乳幼児期から学齢期、学校卒業後の就労、地域生活といったライフサイクル全体を通じた、保育、保健、医療、福祉、教育、労働、司法、警察その他の関係機関の連携による重層的な支援が必要です。 　また、年齢によって利用するサービスが変わっても、地域の関係機関の連携による継続した支援が必要です。	（５）ライフサイクルを通じた関係機関の連携強化 【推進の視点】 ・　障がいのある人が地域で暮らすためには、乳幼児期から学齢期、学校卒業後の就労、地域生活といったライフサイクル全体を通じた、保育、保健、医療、福祉、教育、労働、司法、警察その他の関係機関の連携による重層的な支援が必要です。 　また、年齢によって利用するサービスが変わっても、地域の関係機関の連携による継続した支援が必要です。	
【推進施策】 ● 保健・医療等関係機関との連携 ・　障がいのある人が地域で生活するために必要な保健・医療サービスを適切に受けられるよう、保健・医療関係	【推進施策】 ● 保健・医療等関係機関との連携 ・　障がいのある人が地域で生活するために必要な保健・医療サービスを適切に受けられるよう、保健・医療関係	

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
機関等のネットワークの構築や連携強化に取組ます。	機関等のネットワークの構築や連携強化に取組ます。	
● 福祉等関係機関との連携 ・　社会福祉協議会や、自立相談支援機関、サービス提供事業者等の福祉関係機関・団体及び、ボランティア団体と連携し、誰もが暮らしやすい地域づくりを推進します。	● 福祉等関係機関との連携 ・　社会福祉協議会や、自立相談支援機関、サービス提供事業者等の福祉関係機関・団体及び、ボランティア団体と連携し、誰もが暮らしやすい地域づくりを推進します。	
● 教育等関係機関との連携 ・　子どもたちが、能力や可能性を伸ばし、自立や社会参加が図られるよう、北海道教育庁が進める特別支援教育と、保育、保健、医療及び福祉関係機関等と連携し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を推進します。	● 教育等関係機関との連携 ・　子どもたちが、能力や可能性を伸ばし、自立や社会参加が図られるよう、北海道教育庁が進める特別支援教育と、保育、保健、医療及び福祉関係機関等と連携し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を推進します。	
・　地域で企画される各種行事や保育所、学校での交流、ボランティア活動への参加など、障がいのある人との交流体験を通じた福祉教育への機会の増加について市町村に働きかけます。	・　地域で企画される各種行事や保育所、学校での交流、ボランティア活動への参加など、障がいのある人との交流体験を通じた福祉教育への機会の増加について市町村に働きかけます。	
● 労働等関係機関との連携 ・　障がいのある人が、本人の希望や適性等に応じて、地域においていきいきと働き、社会参加ができるよう、障害者就業・生活支援センターを中心に構築したネットワークなどを活用し、企業や労働関係機関、自治体等との連携や協働を推進します。	● 労働等関係機関との連携 ・　障がいのある人が、本人の希望や適性等に応じて、地域においていきいきと働き、社会参加ができるよう、障害者就業・生活支援センターを中心に構築したネットワークなどを活用し、企業や労働関係機関、自治体等との連携や協働を推進します。	
● 関係機関相互の連携 ・　市町村の協議会を中心に、保健、医療、福祉、教育、労働、その他障がいのある人に関する地域の関係機関が相互に連携し、ライフステージに応じた支援の充実に努めます。 　また、事件に巻き込まれないように、未然に防止するこ	● 関係機関相互の連携 ・　市町村の協議会を中心に、保健、医療、福祉、教育、労働、その他障がいのある人に関する地域の関係機関が相互に連携し、ライフステージに応じた支援の充実に努めます。 　また、事件に巻き込まれないように、未然に防止するこ	

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
とや被害者となった場合の適切な支援について、司法、警察等と連携して進めます。	とや被害者となった場合の適切な支援について、司法、警察等と連携して進めます。	
４　意思疎通支援・情報提供の充実 （１）普及啓発・情報提供の充実 【推進の視点】 ・　障がいのある人が地域の一員として暮らすためには、地域住民と交流する機会を増やすなどして理解を深めることや正しい情報提供が必要です。	**４　北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進** （１）北海道意思疎通支援条例の施策の推進 【推進の視点】 ・　障がいのある方の意思疎通の妨げとなる社会的障壁を解消して、障がいの有無に関わらず、全ての道民がみんなで共生する暮らしやすい社会の実現を目的に北海道意思疎通支援条例に基づく各種施策等の取組を進めることが必要です。	・条例の趣旨に即して修正。
【推進施策】 ●地域理解の推進 ・　障がいや障がいのある人への理解が深まるよう、広報誌やＤＶＤ（映像）、インターネット（動画配信）などの様々な情報媒体を活用し、ノーマライゼーションの理念の普及を図ります。	【推進施策】 ●理解の促進 ・　障がいや障がいのある人への理解が深まるよう、広報誌やＤＶＤ（映像）、インターネット（動画配信）などの様々な情報媒体を活用し、ノーマライゼーションの理念の普及を図ります。	・条例の施策として文言修正。
・　地域で企画される各種行事や保育所、学校での交流、ボランティア活動への体験参加など、障がいのある人との交流体験を通じた福祉教育の機会の増加について、市町村などに働きかけます。	（削除）	・地域生活支援体制の充実の推進施策として盛り込んでいるため削除。
	・　障がいのある人や家族、地域の支援者、企業等へ正しい情報をわかりやすく伝えるため、映像資料等を活用し、当事者、支援者団体等と連携した情報提供の仕組みづく	・条例の施策として他施策に書き換え。

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
	りを進めます。	
● 情報提供体制の強化	● 意思疎通手段の確保等	・条例の趣旨に即して修正
・　障がい児保育などの子育て施策における障がい児支援や、障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害福祉サービス事業所の指定状況等のサービス事業者情報の提供体制の充実を図ります。	（削除）	・法律上、情報公開することとなっていることから削除。
・　点字図書館と地域の公共図書館との連携を図るとともに、点字や音声で書籍等の情報を提供する視覚障害者情報総合ネットワーク（サピエ）の活用を促進し、視覚障がいのある人等が身近な地域において情報提供が受けられる体制づくりを進めます。	（移行）	・読書バリアフリー法の推進施策へ移行。
・　聴覚障がいのある人たちへの情報提供を総合的に取り組めるよう、手話通訳者の派遣・養成、字幕付きビデオ等の製作・貸出などの情報提供事業の企画・調整機能を充実するとともに、要約筆記関係団体との連携づくりを進めます。	（削除）	・条例の施策として他施策に書き換え。
（新規）	・　障がいのある人に対する意思疎通支援など、コミュニケーションが図りやすい環境の整備を進めます。	・条例の趣旨に基づき追加。
（新規）	・　点字、手話、要約筆記、触手話、コミュニケーションボード等、障がいの特性に応じた意思疎通支援ツールの確保のため、意思疎通手段の習得の取組を支援するほか、意思疎通手段が使いやすい環境の整備に努めます。	・条例の趣旨に基づき追加。
（新規）	● 情報保障の推進 ・　点訳奉仕員や手話奉仕員等の意思疎通支援人材の	・条例の趣旨に基づき追加。

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
	育成・派遣、災害発生時の情報発信拠点等のため、道内の視覚障がい者及び聴覚障がい者に係る情報提供施設を支援します。	
・　障がいのある人の情報の利用におけるバリアフリー化を推進するため、情報通信機器等に関する情報提供に努め、普及や利用の促進を図ります。	・　障がいのある人の情報の利用におけるバリアフリー化を推進するため、情報通信機器等に関する情報提供に努め、普及や利用の促進を図ります。	
・　障がいのある人や家族、地域の支援者、就職先となる企業等へ正しい情報をわかりやすく伝えるため、映像資料等を活用し、当事者、支援者団体等と連携した情報提供の仕組みづくりを進めます。	（移行）	・意思疎通支援条例の推進施策に移行
（２）意思疎通支援の充実 【推進の視点】 ・　障がいのある人に対する意思疎通支援など、コミュニケーション環境の整備が必要です。	（削除）	・条例の施策として他施策に書き換え。
【推進施策】 ● 意思疎通支援等の強化 ・　障がいのある人に対する意思疎通支援など、コミュニケーションが図りやすい環境の整備を進めます。	（削除）	・条例の施策として他施策に書き換え。
・　障がい特性に応じた多様な意思疎通手段があることについて、道民の理解促進や普及啓発を図ります。	・　障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段があることについて、道民の理解促進や普及啓発を図ります。	・文言修正。
（新規）	● 意思疎通支援者の養成及び派遣の推進 ・　点訳奉仕員、朗読奉仕員、手話通訳者（手話奉仕員）、要約筆記者（要約筆記奉仕員）、盲ろう者通訳・介助員、	・条例の趣旨に基づき追加。

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
	失語症者向け意思疎通支援者等、意思疎通支援者の養成・派遣については、道、市町村がそれぞれの役割を担った上で関係機関と連携し、道内の意思疎通支援の向上を図ります。	
・　市町村に対し、手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成など、意思疎通支援の充実について働きかけます。	・　市町村に対し、障がいの特性に応じた意思疎通支援者の養成及び派遣体制の充実について働きかけます。	・条例の施策として文言を修正。
・　障がいのある人のコミュニケーションを確保するため、市町村や関係団体等と連携し、手話通訳者、要約筆記者等の養成や資質の向上などを図り、その基盤となる人材の育成に努めます。	・　障がいのある人のコミュニケーションを確保するため、市町村や関係団体等と連携し、手話通訳者、要約筆記者等の養成や資質の向上などを図り、その基盤となる人材の育成に努めます。	
・　どこの地域でも手話通訳の派遣が受けられるよう、全道的な手話通訳広域派遣の円滑な運営に努めます。	（削除）	・条例の施策として他施策に書き換え。
（新規）	（２）北海道手話言語条例の施策の推進 【推進の視点】 ・　道民に手話が言語であることを広く認識していただくことや手話を習得する機会の確保に取り組むことにより、これらを広め、手話を使いやすい社会の実現を目的に北海道手話言語条例に基づく各種施策等の取組を進めることが必要です。	・条例の趣旨に基づき追加。
● 手話が言語であることの理解促進 ・　手話が言語であることについて、道民の理解促進や普及啓発を図るとともに、聴覚障害のある人等が手話を習得する機会の確保に努めます。	【推進施策】 ● 道民の理解促進等 ・　手話が独自の言語であることについて、広報誌やインターネット等の様々な情報媒体を通じて周知し、道民の	・条例の施策として文言を修正。

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
	理解促進や普及啓発を図ります。	
（新規）	・　市町村と連携して、小中学生への手話講座等の実施により、児童・生徒の時期に手話を知る機会の確保に努めます。	・条例の趣旨に基づき追加。
（新規）	・　経済団体、建築団体など道内の関係団体に対して、手話が独自の言語であることについての情報提供などを行います。	・条例の趣旨に基づき追加。
（新規）	・　道民向けにインターネット（動画配信）を活用した手話講座を実施するなど、道民が広く手話を習得する機会を設けます。	・条例の趣旨に基づき追加。
（新規）	・　道職員を対象にした手話講座の実施により、道職員が率先して手話を用いるよう取り組みます。	・条例の趣旨に基づき追加。
（新規）	●手話を習得する機会の確保 ・　道教委と連携して、聴覚に障がいのある人が、乳幼児期から家族も含めて手話を習得する機会を確保します。	・条例の趣旨に基づき追加。
５　サービス提供基盤の整備 （１）住まいの基盤整備の充実 【推進の視点】 ・　地域生活において欠かせない住まいを基本としたサービス基盤の整備が必要です。	**５　サービス提供基盤の整備** （１）住まいの基盤整備の充実 【推進の視点】 ・　地域生活において欠かせない住まいを基本としたサービス基盤の整備が必要です。	
【推進施策】 ●住まいの確保 ・　障がいのある人が円滑に地域生活移行できるよう、社会福祉施設等施設整備事業などを活用し、グループホームの計画的な整備を促進します。	【推進施策】 ●住まいの確保 ・　障がいのある人が円滑に地域生活移行できるよう、社会福祉施設等施設整備事業などを活用し、グループホームの計画的な整備を促進するほか、障がいのある人の安全を図	・近年の大規模災害や新型コロナウイルス等のウイルス性感染症の拡大に鑑み、障がいのある人の安心・

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
	るため、災害発生時における老朽化施設に対する耐震化整備などの防災対策や、ウイルス性感染症の感染拡大防止を図る整備を促進します。	安全な住まいの確保を進めるため、文言の追記。
・　相談支援事業所や市町村等と連携し、施設や病院から地域生活移行を希望する障がいのある人の居住の確保に向けた支援を行います。	・　相談支援事業所や市町村等と連携し、施設や病院から地域生活移行を希望する障がいのある人の居住の確保に向けた支援を行います。	
・　障がいのある人の見守り等を行う相談支援事業所の地域定着支援を活用することにより、公営住宅や民間住宅における一人暮らしが可能となる支援をします。	・　障がいのある人の見守り等を行う相談支援事業所の地域定着支援を活用することにより、公営住宅や民間住宅における一人暮らしが可能となる支援をします。	
・　障がいのある人が安心して入居できる民間住宅を確保するため住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度について、相談支援事業所に情報提供するなどして、障がいのある人への利用を促進します。	・　障がいのある人が住まいを確保できるよう、障がいのある人などの入居を拒まない民間賃貸住宅である「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）」や入居相談、入居後の見守りなどを行う「住宅確保要配慮者居住支援法人」について、相談支援事業所に情報提供するなどして、障がいのある人への利用を促進します。	・文言の整理及び住宅セーフティネット制度に基づく居住支援法人の記載を追加。
・　市街地の空き住宅等の利用など、既存の社会資源の有効活用の促進を図ります。	（削除）	・上記内容と重複するため削除
・　地域生活移行を推進するためにも、グループホームをはじめとする多様な住居の確保について市町村等に対して必要な助言を行います。	・　地域生活移行を推進するためにも、グループホームをはじめとする多様な住居の確保について市町村等に対して必要な助言を行います。	
● 環境の整備 ・「北海道福祉のまちづくり条例」などに基づき、誰もが安心で快適に生活できる福祉のまちづくりを総合的に推進するとともに、障がいのある人等の利用に配慮した建物づくりや、積雪寒冷な地域における必要な配慮など、	● 環境の整備 ・「北海道福祉のまちづくり条例」などに基づき、誰もが安心で快適に生活できる福祉のまちづくりを総合的に推進するとともに、障がいのある人等の利用に配慮した建物づくりや、積雪寒冷な地域における必要な配慮のほ	・近年の社会情勢等を踏まえ、心のバリアフリーを推進するため文言追加

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
福祉環境の整備を促進します。	か、障がいのある方を含むすべての人々が、お互いに理解を深め、支え合う「心のバリアフリー」を推進し、福祉環境の整備を促進します。	
・　障がいのある人も安心して暮らせるよう、公営住宅等におけるユニバーサルデザインの普及促進を進めます。	・　障がいのある人も安心して暮らせるよう、公営住宅等におけるユニバーサルデザインの普及促進を進めます。	
（２）日中活動サービスの充実 【推進の視点】 ・　地域で生き生きと生活できるよう、障がいのある人が希望する日中活動サービスを保障することが必要です。	（２）日中活動サービスの充実 【推進の視点】 ・　地域で生き生きと生活できるよう、障がいのある人が希望する日中活動サービスを保障することが必要です。	
【推進施策】 ●　多機能型サービスの基盤整備 ・　身近な地域に必要な日中活動の場を確保するため、多機能型サービスの基盤整備を促進します。	【推進施策】 ●　多機能型サービスの基盤整備 ・　身近な地域に必要な日中活動の場を確保するため、多機能型サービスの基盤整備を促進します。	
●　日中活動の場の整備 ・　地域生活への移行を進め、能力や適性に応じた就労ができるよう、就労移行支援事業や、就労継続支援事業、自立訓練等の日中活動の場の整備を促進します。	●　日中活動の場の整備 ・　地域生活への移行を進め、能力や適性に応じた就労ができるよう、就労移行支援事業や、就労継続支援事業、自立訓練等の日中活動の場を確保するため、社会福祉施設等施設整備事業などを活用し、整備を促進します。	・日中活動の場を確保するため、上記「住まいの確保」で記載されているものと同様に、国の補助事業を明記。
・　地域での自立した生活には、日中活動及び地域交流の場の充実も必要であることから、市町村における地域活動支援センターや日中一時支援事業などの実施を推進します。	・　地域での自立した生活には、日中活動及び地域交流の場の充実も必要であることから、市町村における地域活動支援センターや日中一時支援事業などの実施を推進します。	
・　地域の医療機関や障害福祉サービス事業所等と連携し、重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の重度の障がいのある人の日中活動への参加や家族の休息（レスパ	・　地域の医療機関や障害福祉サービス事業所等と連携し、重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人の日中活動への参加や家族の休息（レスパイト）の	・医療的ケアが必要な在宅の障がい者への支援であって、重度の障がいとは限ら

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
イト）の確保など地域生活を支援する体制の充実に努めます。	確保など地域生活を支援する体制の充実に努めます。	ないため文言削除。
（３）地域生活を支えるサービス基盤の充実 【推進施策】 ● サービス基盤の整備 ・　障がいのある人が必要なサービスを利用しながら、地域で生活することができるよう、施設機能の転換や介護保険法に基づく通所介護事業所、地域包括支援センターなどの既存社会資源のほか、地域づくり交付金等を活用した施設整備や人材育成などにより、地域特性を踏まえた、取組を推進します。	（３）地域生活を支えるサービス基盤の充実 【推進施策】 ● サービス基盤の整備 ・　障がいのある人が必要なサービスを利用しながら、地域で生活することができるよう、施設機能の転換や介護保険法に基づく通所介護事業所、地域包括支援センターなどの既存社会資源のほか、地域づくり総合交付金等を活用した施設整備や人材育成などにより、地域特性を踏まえた、取組を推進します。	
・　地域での生活や余暇活動に欠かせない移動に関する支援（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援事業）、意思疎通支援等の充実を図ります。	・　地域での生活や余暇活動に欠かせない移動に関する支援（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援事業）、意思疎通支援等の充実を図ります。	
・　身体障がいのある人の移動や日常生活をサポートする補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）について、道民の理解や利用の促進を図るため普及啓発に努めるとともに、その育成等を推進します。	・　身体障がいのある人の移動や日常生活をサポートする補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）について、道民の理解や利用の促進を図るため普及啓発に努めるとともに、その育成等を推進します。	
・　ノンステップバスの導入促進など、障がいのある人等が公共交通機関を円滑に利用できるよう、移動・交通のバリアフリーを促進します。	・　ノンステップバスの導入促進など、障がいのある人等が公共交通機関を円滑に利用できるよう、移動・交通のバリアフリーを促進します	
・　道路沿いや観光地などでの車いす使用者等が利用しやすい多機能トイレなどの整備を促進します。	・　道路沿いや観光地などでの車いす使用者等が利用しやすい多機能トイレなどの整備を促進します。	
・　障がいのある人に対する公共交通機関の運賃割引制度	・　障がいのある人に対する公共交通機関の運賃割引制度	

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
などについて、精神障がいのある人等も対象に加えるよう、引き続き国や関係機関に要請します。	などについて、精神障がいのある人等も対象に加えるよう、引き続き国や関係機関に要請します。	
● 地域の人材育成等 ・　共生の社会づくりを進め、地域の実情に応じた支援者の育成やインフォーマルサービスの充実など、地域力の強化を図ります。	● 地域の人材育成等 ・　共生の社会づくりを進め、地域の実情に応じた支援者の育成や市町村における地域での見守り活動等を推進します。	・文言修正
・　ボランティアの発掘、育成、情報提供などの充実に努め、道民や企業によるボランティア活動を促進します。	・　ボランティアの育成等の充実に努め、道民や団体によるボランティア活動を促進します。	・文言修正
・　子ども、高齢者、障がいのある人を問わずだれもが暮らしやすい地域づくりのため、多様な事業を展開する地域生活支援事業を推進します。	・　子ども、高齢者、障がいのある人を問わずだれもが暮らしやすい地域づくりのため、多様な事業を展開する地域生活支援事業を推進します。	
（４）共生型地域福祉拠点の整備推進 【推進の視点】 ・　道内各地域において、障がいのある人もない人も共に支え合いながら暮らすことのできる地域づくりを広げるためには、高齢者やボランティアなど様々な地域住民が参画しながら制度・分野を超えて、住民の生きがいづくりや地域づくりに取り組む共生型地域福祉拠点の整備を推進することが必要です。	(4) 共生型地域福祉拠点の取組推進 【推進の視点】 ・　道内各地域において、障がいのある人もない人も共に支え合いながら暮らすことのできる地域づくりを広げるためには、高齢者やボランティアなど様々な地域住民が参画しながら制度・分野を超えて、住民の生きがいづくりや地域づくりに取り組む共生型地域福祉拠点の取組を推進することが必要です。	・現時点での道における取組内容に沿った修正
【推進施策】 ・　全国に比べ人口減少や少子高齢化が急速に進む本道の特性を踏まえ、複雑多様化するニーズに身近な地域で対応していくため、住民同士の支え合いなどにより地域課題の解決などに取り組む共生型地域福祉拠点の整備を推進します。	【推進施策】 ・　全国に比べ人口減少や少子高齢化が急速に進む本道の特性を踏まえ、複雑多様化するニーズに身近な地域で対応していくため、住民同士の支え合いなどにより地域課題の解決などに取り組む共生型地域福祉拠点の取組を推進します。	・現時点での道における取組内容に沿った修正

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
・　基盤整備、相談支援、日中活動の場、住まいの場、就労などあらゆる場面において、住民の主体的な支え合を育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出していくため、介護保険法に基づく通所介護事業所、地域包括支援センターなどの既存の社会資源のほか、地域づくり総合交付金等を活用した施設整備や人材育成などにより、地域特性を踏まえた取組を推進します。	・　基盤整備、相談支援、日中活動の場、住まいの場、就労などあらゆる場面において、住民の主体的な支え合を育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出していくため、介護保険法に基づく通所介護事業所、地域包括支援センターなどの既存の社会資源のほか、地域づくり総合交付金等を活用した施設整備や人材育成などにより、地域特性を踏まえた取組を推進します。	
・　既存の共生型地域福祉拠点における取組事例の紹介や共生型コーディネーターの養成研修のカリキュラムやテキストの周知等により、市町村や関係団体の取組を促進します。	・　既存の共生型地域福祉拠点における取組事例の紹介や共生型コーディネーター養成研修のテキストの周知等により、市町村や関係団体の取組を推進します。	・現時点での道における取組内容に沿った修正
（５）地域間格差の縮小 【推進の視点】 ・　障がいのある人がどこに暮らしていても必要なサービスが受けられるよう、地域間の均衡に配慮した基盤整備を進めることが必要です。	（５）地域間格差の縮小 【推進の視点】 ・　障がいのある人がどこに暮らしていても必要なサービスが受けられるよう、地域間の均衡に配慮した基盤整備を進めることが必要です。	
【推進施策】 ●居住系サービス（施設入所支援） ・　地域生活への移行支援を推進する観点から、現在入所している方について、円滑に地域生活への移行が図られるような体制の整備を進めるとともに、施設入所支援を必要とする障がいのある人の状況を考慮し、全道一圏域で広域的に入所定員の調整を行います。	【推進施策】 ●居住系サービス（施設入所支援） ・　地域生活への移行支援を推進する観点から、現在入所している方について、円滑に地域生活への移行が図られるような体制の整備を進めるとともに、施設入所支援を必要とする障がいのある人の状況を考慮し、全道一圏域で広域的に入所定員の調整を行います。	
●居住系サービス（共同生活援助）及び日中活動サービス ・　グループホームなどの住まいの場や、生活介護及び就労	●居住系サービス（共同生活援助）及び日中活動サービス ・　グループホームなどの住まいの場や、生活介護及び就労	

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
継続支援などの日中活動の場については、利用者の生活圏域（通所等によりサービスの相互利用が可能な単位）に着目してサービスの基盤整備を進める必要があることから、障がい保健福祉圏域単位で必要なサービス基盤の整備について調整を行います。	継続支援などの日中活動の場については、利用者の生活圏域（通所等によりサービスの相互利用が可能な単位）に着目してサービスの基盤整備を進める必要があることから、障がい保健福祉圏域単位で必要なサービス基盤の整備について調整を行います。	
●訪問系サービス及び相談支援 ・　居宅介護などの訪問系サービスについては、在宅において提供することを基本とすることから、市町村単位で地域生活への移行の進捗状況に合わせて、必要なサービス基盤の整備について調整を行います。	●訪問系サービス及び相談支援 ・　居宅介護などの訪問系サービスについては、在宅において提供することを基本とすることから、市町村単位で地域生活への移行の進捗状況に合わせて、必要なサービス基盤の整備について調整を行います。	
・　相談支援については、地域生活への移行や地域定着支援の観点から、市町村単位で必要な体制整備について調整を行います。	・　相談支援については、地域生活への移行や地域定着支援の観点から、市町村単位で必要な体制整備について調整を行います。	
●調整の方法 ・　圏域ごとに設置している障がい福祉計画等圏域連絡協議会において、入所（入院）・通所・居宅などのサービス基盤全体の整備量を整理し、計画的な基盤整備が行えるよう市町村との連携を図ります。	●調整の方法 ・　圏域ごとに設置している障がい福祉計画等圏域連絡協議会において、入所（入院）・通所・居宅などのサービス基盤全体の整備量を整理し、計画的な基盤整備が行えるよう市町村との連携を図ります。	
・　市町村に対して、新規参入事業者など指定事業者の情報を提供するほか、不足しているサービス事業者の参入について、市町村による法人等への働きかけなどを助言します。	・　市町村に対して、新規参入事業者など指定事業者の情報を提供するほか、不足しているサービス事業者の参入について、市町村による法人等への働きかけなどを助言します。	
●北海道障がい者条例に基づく地域づくり委員会の活用 ・　地域づくり委員会を活用し、市町村や市町村の協議会	●北海道障がい者条例に基づく地域づくり委員会の活用 ・　地域づくり委員会を活用し、市町村や市町村の協議会	

第５期　北海道障がい福祉計画	第６期　北海道障がい福祉計画（素案）	備考
と連携の上、地域で必要とするサービスの提供体制の整備に向けた支援を行うことにより、障がいのある人の暮らしづらさを解消します。	と連携の上、地域で必要とするサービスの提供体制の整備に向けた支援を行うことにより、障がいのある人の暮らしづらさを解消します。	
●サービスを担う人材の確保 ・　サービス事業者の参入を進めるためには、その地域において働く人材が供給されることも重要であることから、市町村に対し、人材に関する情報の提供に努めます。	●サービスを担う人材の確保 ・　サービス事業者の参入を進めるためには、その地域において働く人材が供給されることも重要であることから、市町村に対し、人材に関する情報の提供に努めます。	
（６）施設による支援 【推進の視点】 ・　障害者支援施設を利用している人の暮らしの充実や、地域で暮らす障がいのある人を支援する取組が必要です。	（６）施設による支援 【推進の視点】 ・　障害者支援施設を利用している人の暮らしの充実や、地域で暮らす障がいのある人を支援する取組が必要です。	
【推進施策】 ・　障害者支援施設を利用している人の意向に沿ったサービス等利用計画の作成と、それを踏まえた個別支援計画に基づき、利用している人の施設での暮らしを充実させます。	【推進施策】 ・　障害者支援施設を利用している人の意向に沿ったサービス等利用計画の作成と、それを踏まえた個別支援計画に基づき、利用している人の施設での暮らしを充実させます。	
・　障害者支援施設において、生活介護、就労継続支援、短期入所などを実施し、地域で生活する障がいのある人を支援する取組を促進します。	・　障害者支援施設において、生活介護、就労継続支援、短期入所などを実施し、地域で生活する障がいのある人を支援する取組を促進します。	
・　児童施設から移行して障害者支援施設を利用する人に対しても、必要な支援が継続されるよう支援します。	・　児童施設から移行して障害者支援施設を利用する人に対しても、必要な支援が継続されるよう支援します。	
６　障がい児支援の充実 （１）子どもの発達支援の充実 【推進の視点】	**６　障がい児支援の充実** （１）子どもの発達支援の充実 【推進の視点】	